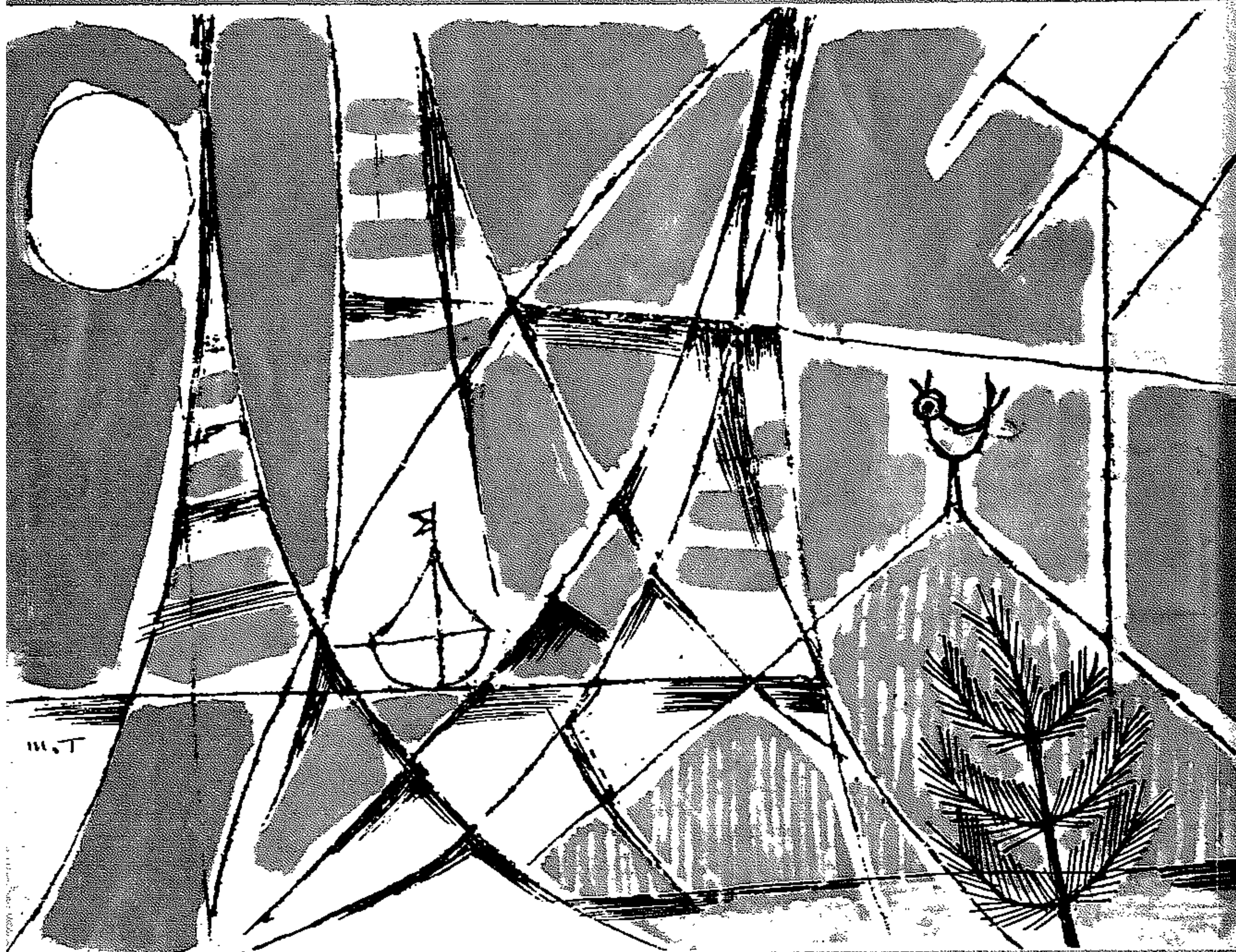


婦人少年と



- ◆変貌する社会における婦人労働者
- ◆家庭生活と子供の教育
- ◆農家婦人の生活と意識（資料）

1 1964

婦人少年協会

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人及年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、婦人少年問題に関する調査研究
- 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
- 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

- 一、会費
- 二、寄附金
- 三、事業に伴う収入
- 四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

(会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

- 一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
- 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見をのべることができ

(役員及び顧問)

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

- | | |
|-----|-------------------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 一名 |
| 理事 | 十一名以内(内一名を事務長とする) |
| 監事 | 二名以内 |
| 評議員 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |

第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で表決する
理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する
監事は会務を監査する

第十四条 評議員は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する
評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する

第十五条 顧問は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する
顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する

第十六条 事務長は理事会の推薦に基いて理事の中から会長が委嘱する
事務長は日常事務を処理する

第十七条 役員の任期は二年とする
ただし重任を妨げない
補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第十八条 この会の会議は理事会および役員会とする
理事会は会長、副会長及び理事で構成する
役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

- 一、規約の変更に関すること
- 二、解散に関すること
- 三、重要財産の処分に関すること
- 四、その他特に重要と認められること

第二十条 理事会及び役員会の議長は会長があた

第二十一条 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする
議事は各出席員数の過半数で決する
賛否同数のときは議長が決する

第二十二条 理事会及び役員会は会長が必要と認められた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない

第二十三条 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条 この会に事務局をおく

第二十五条 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条 この会が必要があるときは各都道府県に支部を設けることができる

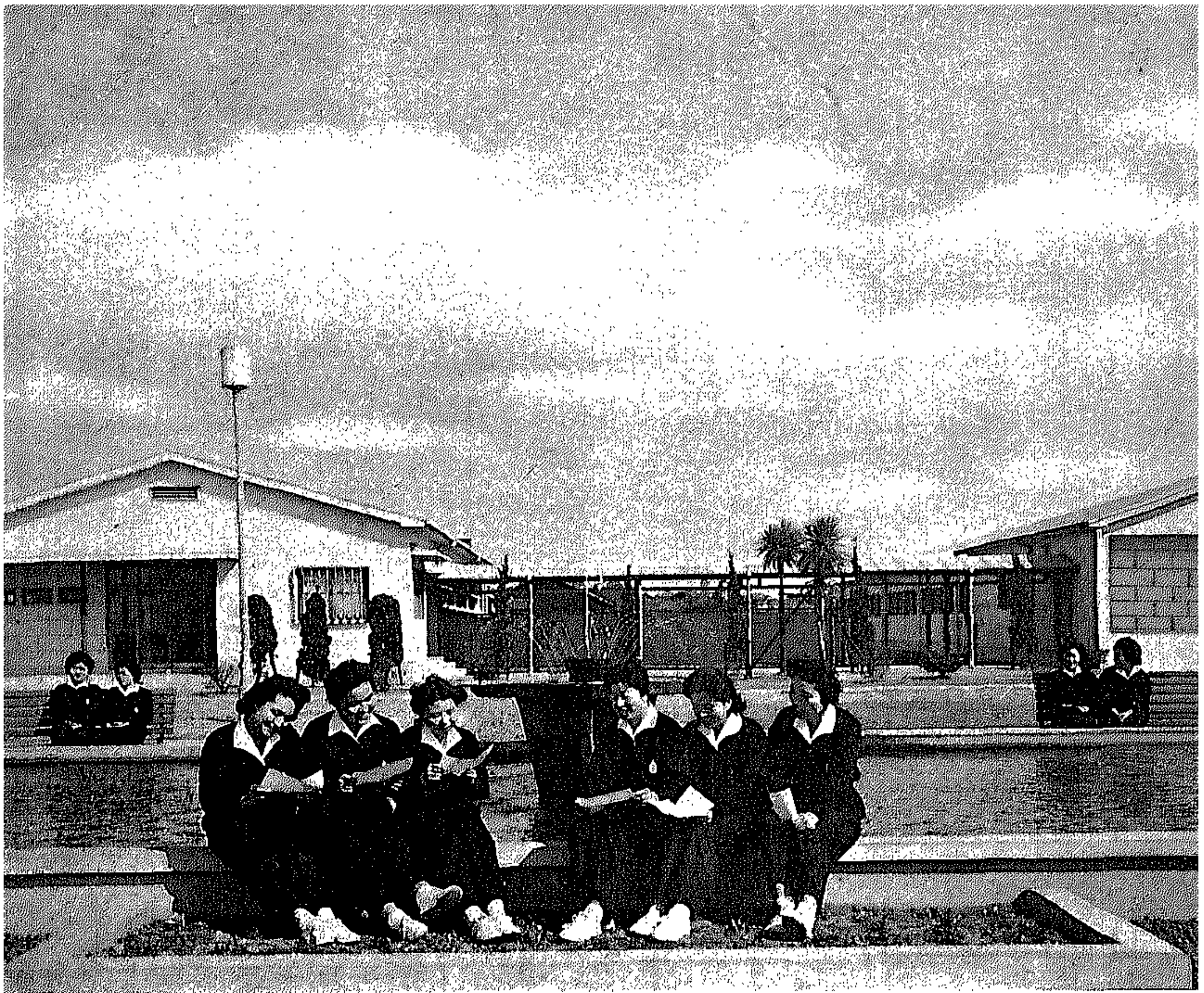
第二十七条 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする



《約三か月の養成を受けて計算機をこなせるようになった事務職員一年生》

撮影・柏原破魔子

頌 春 1964



* ここにも歌ごえは流れる *

晴れた日のひるさがり

糸つむぐ少女たちは歌う

いこいのひとときを

胸を張り若き日の思いをこめて

耳を聳する機械の音も

ここまでは追ってこない

歌は翼にのって飛ぶよ

白い綿雲の間を縫いながら



婦人と年少者 十二巻二号 目次

口絵 事務職員一年生、ここにも歌こえは流れる

変貌する社会における 婦人労働者 …… 谷野せつ 2

家庭生活と子どもの教育 …… 伊藤昇 5

年少労働者福祉員の声 …… 五島貞次 7

「迎春よもやま話」 …… 堀江瑠璃子 10

平林たい子氏にきく

家事サービス職業訓練について …… 海野将親 14

ホームヘルパー派遣日誌から …… 東洋レイヨン 藤原智恵子 18
大阪三和銀行 川上昌子 16

(福)(祉)(員)(と)(し)(て)(私)(の)(し)(た)(い)(こ)(と)

* 年少労働者の心の支えに …… 鈴木繁夫 20

* まず経営者自身の近代化のために …… 荒井信雄 21

働く年少者保護地方大会を終えて …… 金川文子 23
朽葉繁子 22

働く年少者と使用者への助言 …… 東京協働員会 24

資料室

農家婦人の生活と意識 …… 26

家事サービス職業補導事業について …… 31

家事サービス職業訓練について …… 32

家事サービス職業訓練基準及び補導所一覧 …… 33

婦人界のうごき …… 35

中小企業ホームヘルプ制度実験計画について …… 37

労組婦人のページ …… 38

婦人労働関係資料の紹介 …… 39

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額 …… 表紙 3

◆ 婦人少年協会規約 …… 表紙 2

◆ 婦人少年局ニュース …… 表紙 3

高岡志津子さんの死を悼む …… 40

表紙・扉 …… 塚谷政義

変貌する社会における

婦人労働者



労働省婦人少年局長

谷野 せつ

◇機械化の進展と婦人の経済的機会の増大

この頃、世界にみられる共通の傾向は、科学とテクノロジーの驚くべき進歩である。米ソが相ついで打ちあげた人工衛星船は、将来の月旅行の可能性へのイメージを人々にあたえ、世界の人々の新しい夢をよびさました。しかし、この驚くべき科学とテクノロジーの進歩は、一面で産業化を押し進める力となり、またそれにつれて、私達の生活や社会の様々の相にも急速な変貌を促す力になっている。

極めて素人考えで述べることをお許しいただけるならば、先ず産業化をすすめる力となり、且つ私達の生活に身近かな影響をあたえる最近

の発明発見といえは、およそ次のようなことがとりあげられるであろう。その一つは原子力の平和利用である。第二はおびただしい種類の合成繊維と合成樹脂工業の発達、そして第三には電子産業の出現であり、最後にオートメーションの発達があげられる。原子力の利用はまだ日本では実験の段階であり、生活面ではさほど影響をあたえるまでには至っていない。化学繊維の出現は、たしかに私達を絹の靴下つきから解放し、下着やブラウス、夜具類の整理にいたるまで、おびただしい家事労働の時間の節約をもたらした。

合成樹脂が発明されたことは、私達の住宅様式の変化に大きな影響をあたえ、家具類から履物・雑品にいたるまで、その変化にはめざましいものがある。電子産業が導入されたことによつて、私たちの生活の変化には、またばかり知れぬものがある。トランジスタラジオが導入されたことによつて、私たちは家庭にあつても、また野にあり、山にあつても、世界の変化を最も身近にうけとめることが出来るのである。そしてオートメーションが産業に導入されたことの影響には、更に大きなものが考えられるであろう。

オートメーションは人間の頭脳の代りに機械を用いることである。機械を動かしたり、計算したりするために、機械を使うことである。それは以前、人間の熟練によつてなされていたことが、機械により、より正確に、またより敏速になされることがになる。それが工場や事務所に

導入されると、一定の時間に、より多くのものがつくり出されることになり、反面失業の危険がないわけではないが、人間の生活水準をあげ、労働時間を短縮して、余暇を増大する意味は極めて大きいのである。といってもオートメーションの発達はそれが直接に家庭にとり入れられたり、それが直ちに家庭の生活に影響を及ぼすことは少ないであろう。なぜならばオートメーションの導入は大きな資本を必要とすることであり、また家庭や農業、その他専門的職業には、あまり御縁がないからである。しかしオートメーションが産業に導入されたことは、社会的には実に意義が大きい。それはより高い生活水準をもたらす力となり、またよく多くの余暇の増大を意味し、婦人が経済的機会を求める上にも大きな推進力をなすことになる。

このようにして産業にもたらされた種々の新しい発明発見は、私たちの家庭の生活にも様々な影響を及ぼし、新しい変化を促すことになった。そのようにして家庭の労働時間が短縮されたことは、婦人の働くことを容易にしたり、婦人が経済的機会を求める大きな力となっていることは明らかである。

けれども婦人の経済的機会の増大は、産業化が家庭の生活に影響をあたえることによつてすすめられるばかりでなく、産業化それ自体のなかに、婦人のための新しい仕事の発生がすすめられていることも見逃してはならない。たとえば、さきにも述べたように、日本では電子産業が発達して、おびただしい婦人労働者が軽電機

関係の事業場に進出をしている。一方オートメーションが産業に導入されたことによって、婦人の雇用にも大きな変化や影響をもたらしているのは、機械器具工場と銀行及び保険会社等の事務所ではないであろうか。従来から婦人の従事することの少ない鉄鋼や石油精製その他の化学工業部門では、自動的方法が可成りすすんでいても、勤務の形態からしても、婦人には向かなかったが、その他の工場や事業所では事務所の計算者として、また自動的機械の監視者として或るいは管理者として、婦人は、多くは単純な比較的退屈する仕事におびただしい進出をみせているのである。こうして、オートメーションがすすめば、その適性の故に、より多くの婦人に新しい仕事が行かれてくるのである。しかしオートメーションの導入は、その反面には、婦人のより少ない雇用をもたらすことになるのである。例えば電話の事業等においては自動化がすすむに従って、婦人がその影響を受けて配置転換を余儀なくされている。

オートメーションや自動化がすすめば、その影響により、男にも女にもより少ない雇用の部分があることはさげられないことである。しかし一般的には、生産の拡大によってもたらされる利益、よりひろく社会に還元されるならば、それはまた購買力の向上ともなつて、増大された余暇と生活水準の向上と相俟つて、他面にはよりゆきとどいたサービスを求める力ともなつて、婦人に新しい雇用の機会をもたらすことにもなる。たとえば生活水準がたかまり、より多

くの余暇が生まれるならば、教育に、保育に、健康に、観光に、また子供や老人の世話や福祉に、婦人がなすべき様々のサービスの職業が、ひろく求められてくることになるであろう。そしてそれらは、より専門的な、またより高度の技能を求められるような職業である。オートメーションの導入については、職業転換を余儀なくする部面も生ずるであろうが、その反面より専門化する職業がひらける可能性をたかめることにもなる。そして職業訓練を必要とする期間は一般的にはいよいよ長くなることになる。そこで婦人達も従来のように単純また退屈な仕事にだけ集まり、満足しているのではなく、それぞれの職場でも、より責任の大きい、またより高度な熟練を必要とする仕事につく機会を積極的に求めることにもなるであろう。そして変貌する職場のなかで、婦人もこれらの仕事に向くように、婦人の職業訓練についても、男子と同じように尊重されるよう日頃から、その機会をとらえることを、心掛くべきではあるまいか。

◇結婚婦人・高年齢婦人の職場進出とパートタイム

産業化の進歩によつてもたらされるところの家庭生活への影響として、顕著にみられる他の新しい傾向は、家庭に責任をもつ、結婚婦人労働者の増加の現象であり、それは家庭の生活において増大された余暇と、より高い生活水準を求めることの結果として、結婚婦人が経済的機会を求めることが必然的に高まるところからきていることも見逃がせない事実である。けれど

も結婚した婦人労働者が増加することについては、変貌する社会それ自体の中に、とりわけ人口構造の変化に根ざした新しい問題がすすめられていることにも目を向けなければならぬ。それは全般的には出生率の低下と、平均寿命の延長している傾向から来るところの問題である。日本はアメリカよりもはるかに出生率の低い国である。そして、婦人達が育児に要する年数は、最近では短縮されている。

また日本婦人の出生時の平均余命は七十二歳余であつて、男子よりも長く、またアメリカ婦人と大差ないところにある。それだけ育児の責任を果たした婦人たちが、労働市場に進出する可能性もたかめられているのである。さらにもう少しとまかくいえば、男女の平均結婚年齢には三歳乃至十二歳の差をもつて婦人が若いことが一般的である。それだけ婦人は夫よりも長い平均寿命をもつて、経済的機会を求める期間も延長されることになる。このような例外の場合にふれないでも、婦人は一般的には、中学・高等学校・大学を卒業すれば、この頃では極めて若い時代には殆んど例外なく労働力として雇用市場に出て働くことになる。そしてやがて結婚をし、子供が生まれれば、大方は家庭に入つて育児に専念することになる。しかし、子供が成育をしたあと、男よりも長い労働可能の期間、どのような、そのあり余ったエナジーを生かすかが、今日の時代における新しい婦人問題の一つとなっているのである。

といつても婦人はまだ今日の社会の一般的通

念としては、家庭に主たる責任をもつものと理解されている。実際どのような家庭における労働の節約が行なわれても、多くの婦人は、まだ経済の必要がなければ、家庭を外に労働市場に出て働くことを望まないであろう。けれども、家庭の生活水準が更に高まり短い労働時間が一般化されることになれば、育児の責任を果たしたあとの長い労働可能の期間に、家庭での労力を節約する施設を買い求めたり、生活内容を更に豊富にするためにも、主婦達は、経済的機会をさがし求めることにもなるであろう。そして生活様式の単純化、標準化がすすめば、いっそう余暇の増大をもたらす、主婦が仕事をもつことを可能にする条件がととのうことになる。そしてオートメーションや自動化、機械化がすすむことによっておこる職業の変化は、交替の仕事の発生と増加をもたらす、家庭婦人によって働きやすい職場をさらにひろげることになる。そこで最近の新しい一つの傾向として、家庭に責任のある婦人労働者の増加と、パートタイム労働の機会が婦人にひろげられて来ることもさけられない現象のようである。

こうした傾向は、世界に共通の現象で、アメリカや英国では、婦人労働者が増加する反面、婦人労働者の半数に近いものが、パートタイム労働者であるということである。日本でも最近では新しい団地などの出現によって、増大された余暇をもてあまして主婦たちが、集団で地域の事業所に職場を求めてパートタイム労働者として進出しているという例が少なくない。

◇一九六四年のILO総会と婦人労働問題

国際連合の婦人の地位委員会では、かねてから婦人の経済的機会をたかめるための討議において、家庭に責任のある婦人労働者の問題とありあげ、その経済的地位をたかめるための諸条件を検討して、パートタイム労働について、ILOがとりあげるべきであることを要求してきたのである。幸い一九六四年のILO総会では「変化する社会における婦人労働者」の議題の下に、主として家庭に責任のある婦人労働者の問題について、第一討議が行なわれ、パートタイム労働の問題も併せて検討されることになっている。

それは主に、最近の経済社会の変化に伴って、婦人の労働市場・雇用の面などにどのような変化が行なわれ、また行なわれようとしているか、そして家庭に責任をもつ婦人の経済的機会をたかめるための一般的条件としては何と何がとりあげられるべきであるか、さらにまたパートタイム労働については、どのような条件によるものをパートタイム労働とみなすか、そしてさらに、その労働保護については、一般労働者との関連でどのようなことを考えていったらよいかなどについて、一般的な報告や討議が行なわれるというわけである。そしてこれらの問題が討議されるいわれも、結局は、婦人の母性としての特質および母としての責任から生ずる特性を、社会的、経済的、市民的生活の關係から、ひろく考慮し、討議することによるものと考えられる。

日本では、従来から婦人労働者といえは、必ず年の若い婦人のことを考える傾きがあった。しかし最近の社会の変貌は、漸く年の若い婦人から、比較的中高年齢婦人の雇用にも目を向けようとする機運にすすんでいる。それにとりわけ最近の若年婦人労働者の不足が著しいところから、比較的軽易な仕事については、「中高年齢婦人に交替させよ」との声まで出るにいたっていることは注目すべき傾向である。けれども、この場合、中高年齢婦人の雇用の問題は、主に労働力の不足に対する補給の立場から、アプローチされているものであって、社会的経済的変革から生ずる婦人問題の特殊性にたつて、これらの問題を深く掘り下げて考える域には達していない。

このようなとき、ILOが、これらの問題に総合的なアプローチを試み、新しい推進力としての諸条件を示すことが出来るならば、それは極めて意義がふかいことである。社会が変化するにつれて、婦人の労働については、雇用の型にも、労働の諸条件にも、勢いその変革がもたらされることはまぬがれられないものである。が、このような場合にも婦人の特性——とりわけ母性の尊重の上に社会性の喪失から積極的にこれをまもり、経済的機会をたかめることがはからねばならない。

一九六四年の新年に際して、私たちは変貌する社会において婦人の地位をすすめるために、いっそうの努力を傾けたいと思うものである。



家庭生活と 子どもの教育

伊 藤 昇

(一) 「人づくり」から「家庭づくり」へ

このところ、にわかに、家庭の問題、家庭生活のあり方が、新聞・ラジオ・テレビ、つまり、マスコミの話題になってきている。どこから、一体、それはきているのであろうか。

家父長制度といわれた家族制度に別れて、家庭の近代化、民主化がいわれてから、すでに久しい。その間、男女平等による家庭内の人間関係や、役割意識などに、少なからぬ変化が起こって、全体として「家庭生活」に反省の照明があてられるときがきているようである。けれども、いまジャーナリズムがとりあげている「家庭問題」には、また別の強い光線があてられているように見える。「人づくり」というフットライトである。

池田首相が好んで使う「人づくり」には、二つの意味があるようだ。一つは、国際的な科学技術の競争時代にのぞんで、優れた才能をもち、創造的な仕事のできる「ハイタレント」の

養成である。いわば「経済的人間像」であるが、もう一つは、非行青少年の問題を心配して、家庭における子どもの「しつけ」を重視する「人づくり」である。それにちよっぴり思想の問題も忘れずに、「倫理的・道徳的人間像」ともいうべきものであろう。

その後者をとらえて、「人づくり」の総本山を自負する文部省は、これまた二つの対策を進めている。いうまでもなく、一つは、学校教育における「道徳教育」の拡充強化であり、もう一つは、社会教育を通じての「家庭教育」の指導徹底である。ここでも「道徳的人間像」と、それにふさわしい健全な「家庭像」というものが考えられている。

これとは、やや調子が違って、厚生省を中心に、「母子像」とか「乳幼児像」ともいうべき「人づくり」の考え方があつた。それは、子どもの人間形成は、学校に行くようになっては、すでに手遅れであつて、それまでに、乳児院なり、保育所において、行きとどいた「しつけ」

と保育が行なわれなければならない、というのである。さらに、たとえば、妊産婦が栄養不良であつたりしては、健康な赤ん坊は望めないもので、「人づくり」の根本は、「母子福祉」の立場から対処されなければならないと、厚生省は考える。

すなわち、苦しい家庭生活、貧しい住宅事情、貧しい社会施設の悪条件のもとでは、「人づくり」の言葉をなんべん唱えたところで、空念仏になるとみるようである。社会福祉の考え方をふくめて、物心両面からの「家庭生活」の充実こそ、「人づくり」の基礎であるといっているわけである。

これが大きっぱいについて、「人づくり」に端を発した最近の「家庭論議」ではないかと思うが、実は、労働省のとくに婦人少年局が、かなり以前から、この問題に取り組んでいることを、見落とすことはできない。勤労者家庭で、主婦が病氣をしたような場合に、「ホームヘルパー」を派遣する制度を、いち早く作ったのも未亡人問題に取り組む、内職のあっせん、家事サービスのための指導訓練を進めているのも、「家庭生活」の安定と、子どもの仕合わせを考えてのことである。なかでも、協働員による「長期欠席就労児童」の調査などは、教育行政の上からも、注目されるところである。

(二) 「生活の変化」を見つめつつ

十月の下旬、東京で開かれた「全国社会福祉大会」でも、当然この「家庭生活」のことがと

りあげられた。とくに一つの分科会では、「婦人労働」の問題を中心に、男女各専門家の間に、いろいろ深刻な論議がかわされていた。

論議の中心は、母子家庭や、共かせぎ家庭の子どもの安全と教育に集中されたといってもよい。そういう場合に、いつもいわれるのは、乳児院・保育所の不足である。母子寮などの住宅事情の劣悪さについても、いつもながら、要望の数々が述べられていた。なかでも、ちかごろはやり言葉になってきた「カギつきの子ども」「カギをぶら下げた子ども」、つまり団地やアパートの子どもの話題がしきりで、「学童保育」と「児童遊園」への強い要請がまとめられた。

紳士淑女が遊ぶゴルフ場は、全国いたるところに造られるが、「児童遊園地」は、いつまでも惨めな有様である。中小企業に働く年少労働者のために、野球のグラウンドも、水泳のプールも皆無にひとしい。そこで、東京のある盛りに近いところでは、働く母親は、毎朝学校に行く子どもに、なにがしかの小遣いを渡して、夕方まで、映画館にはいつて、母の帰りを待たせるという話があった。交通事故を避けるための苦肉の策だという。

働く母親と、その子どもたちのための「社会施設」が、いかに貧しいものであるかは、これでもわかるのであるが、ごく一部の男性委員から、青少年の非行化の一因として、「共かせぎ家庭」があげられ、注目をひいた。もちろん、女性側委員から反論があったわけだが、その焦点は「家庭生活の変化」に対する認識のいかに

にあったことは、間違いない。

最近の物価の値上がりや、教育費がかさむために、家庭婦人も働かなければやっていけないと一方がいえば、他方は、「消費ブーム」などにおおられて、大切な子どもの教育、しつけをなおざりにしているのではないかという。婦人が外に出て働くのはむしろ人間として当然のことであって、先進国ではそういう職場が用意されているといえ、日本はまだそこまでいっていないと反論する。結論というほどではないまでも、子どもが生まれて二、三歳までは、婦人も一時職場を離れてもよいが、そのあとの職場が保障されていないし、保育所とか、学童をあずかるような社会施設が充実されることが先決問題である、というふうな話合いに落着いた。

つまりここでは、戦後十数年の間は、大きく移り変った「家庭生活」の現実が、実は問題にされたのであった。それはいうまでもなく、経済の高度成長の方向にそって、農村から都市への人口の流動、大家族から小家族(核家族)への分裂と、団地生活、アパート生活、そして電化生活という「家庭生活」の近代化、民主化ということなのである。そのうえ、高度成長政策は、はつきりと日本経済の二重構造性を暴露した結果を招いて、国民の中産階層化を否定しないまでも、いわゆる小市民的サラリーマンの暮らしは必ずしもラクになっていないのが現状である。

そのような「家庭生活」の変化のなかで、夫と妻、親と子という人間関係にも、次第に新しい変化がみられるのは当然のことであり、その

外側には、よくいわれる「移りゆく社会」が「家庭生活」にも影響して、「子どもの教育」とまどう親の問題も起こってきているわけである。『家庭づくり』と『人づくり』の微妙な関係が、ここに生まれる。

(三) 「社会の子ども」としての教育

この変化する社会のなかで、母の悩みは、いよいよつのるかに見受けられる。だいたい「家庭生活」にあって、女の役割りが、いろいろ複雑になっていることは、見のがせない。

夫に対しての「妻」の立場がある。子どもに対しては、むしろ「母」であり、「教育者」でもある。家計をあずかって、家事を切りもりずるのは「主婦」の立場であり、いわば経営におけるマネジャー(支配人)の役割りである。さらに、共かせぎにせよ、パートタイムにせよ、あるいは内職にしても、収入をえている以上「勤労者」であり、家計をささえる「働く人」である。農家というならば、いわゆる兼業農家への変化から、収益をうるための主婦の労働が加重になっていることも、周知の事実である。

そういう条件のもとで、「子どもの教育」が、母親の頭を埋めているのは、はたの目にも、気の毒なくらいである。なぜならば、いまの日本の教育界をおおっているさまざまな空気というか、刺激的なムードが、少なからぬ親たちの理解の外に動いているからである。私はそれを、「教育の二重構造性」とか、「両極分化の教育」というふうに考える。大都会のなかでは、幼稚

園にはいるための準備教育があったり、いわゆる有名校をめざすため、私立の小・中学校にも入学試験がある。さらに中学から公立高校に進むために激しい競争があるし、その上の大学となると国立と私立の間に極端な学費の落差がある。そんなところから、浪人が生まれ、予備校ができ、家庭教師がつくといった有様である。

一方に、このような「教育過剰」、しいていえば、教育ノイローゼがあるかと思うと、他方では、へき地の子どもは、教育条件から見放され、心身に障害のある子どもも教育対策も、容易に改善されていない。のみならず、親がなかったり、貧しい家庭の子どもは、中学を出るとすぐ「年少労働者」として、社会に立たされるが、その胸に抱く燃えるような向学心、勉学心を満たしてくれる社会的条件も、教育的施設も、いたって不十分というほかはない。

少し極端にいうならば、こういうもろもろの悪条件のもとに、心の内に不満をもつ青少年をつくっている面もないとはいえない。もし政治家が「人づくり」を重視するというならば、まずこの教育条件に恵まれない子どもたちのことを考え、「後期中等教育」の拡充によって、「すべての子どもに、高校教育」がゆきわたることを、考えるべきではなからうか。それだけのことで、低所得家庭や、働く母親の苦しみは、ずい分軽減されるように思われる。

経済の二重構造があるからといって、私たちの子どもも教育が、こういう面から区別されたり、両極に分裂されたままにまかせられてよいはずはない。教育は、その子どもがもって生まれた素質と能力を、いうならば、個人個人の特性にしたがって、それを発見し、それを伸張させることである。能力以上を期待して、却つ

て、子どもを間違った道に追いやる例も少なくないので、家庭生活のなかで、親がまず賢くすることが、大切だと思われる。

子どもは、親の勝手に動かせるものでもないし、鋳型にはめて、教育されるべきものでもない。子どもは、社会に生きていくのである。社会の子どもなのである。であるから、社会は、その子どもたちの能力を十分に伸ばし、一人一人の能力に応じて、生きがいのある生活をさせるのが、当然なのである。にもかかわらず、人間が、その「能力」によって評価されるのではなく、学校のレッテルや、免状などの学歴によって区別されているところに、現代の社会と教育の矛盾があるように思われる。その古臭い習慣が、「能力中心」に切りかえられてこそ、「子どもの教育」に、親も明るい希望をもちうるということではなからうか。(評論家)



年少労働者福祉員の声

五 島 貞 次

◇映画の集いや野外活動協議会

さる十一月一日に、労働省で年少労働者福祉員の表彰式と、福祉員活動の研究会が開かれた。この研究会は、AとBの二つのグループに分か

れ、私はBグループの助言者として、この研究会に招かれ、福祉員のみなさんの発表や、平素考えておられることや、当局に対する卒直な意見を聞かしていただき、助言するというよりも、こちらがたいへん勉強をさせていただいた。

ところで、グループのほうのテーマは、年少労働者の福祉を増進するためのレクリエーション、仲間づくり、福祉施設の問題であったが、発表の中身と、論議の焦点をみると、だいたい三つの問題点をあげることができる。第一は、

スポーツ・娯楽・教養の機会を、年少労働者に与えるために、どんな方法をとっているか、ということである。つぎは、福祉施設の建設資金の調達、施設の内容、運用などをどうしているか、ということである。第三は、年少労働者の福祉増進の組織、年少労働者福祉員の制度のありかたの問題である。

第一の問題については、まず山形県の福祉員から「働く青少年映画の集い」の実情が紹介された。山形県内の年少労働者のために、昭和三十六年度から優良映画を鑑賞させて、余暇を有意義にすごさせよう、という気運が盛り上がり、山形市社会教育課の行政組織のなかに、県と市の教育委員会をバックとする「働く青少年映画の集い運営委員会」をつくった。いまでは三十二の事業所が参加し、会員は二十五歳未満で、二千二百名を突破している。はじめは文部省推薦映画を中心にしていたが、現在は一般優良映画を広く紹介しているという。推薦映画の場合は、映画館発行の会員証を提示すると、学割ないし学割以下の割引をしてもらえる。事務局における補助は年に五万円程度だが、この運動は確実に進んでいるとのことであった。

兵庫県の福祉員からは、野外活動協議会の活動ぶりが発表された。これは県知事、市長、商工会議所会頭などで組織されている郷土振興審議会の力を借りて、三年前につくったもので、たとえば冬はスキー、春や秋は登山・スポーツ、夏はキャンプというように、青少年の憩いの場を野外に求め、いまでは経営者も参加して、み

んなに喜ばれているというのである。

◆意欲的な福祉施設の構想

大牟田商工会議所に属している福祉員からは商業青年講座の実施状況が報告された。この講座では、選択科目や実施要領を青少年の意見によつて決めることにし、教養科目では電話のかけた、接客の動作、簿記・珠算・手形・社会保険など、特選科目では料理・生花・コースなどを取り上げ、楽しいふん囲気のなかで、勉強とレクリエーションを続けているという。

福祉施設については、三重県の福祉員が、きわめて意欲的な構想を発表した。すなわち同県の中央部に三万坪の敷地を求め、総工費二億円の施設をつくるわけだが、そこには講堂・体育館・研修道場・宿舍・プール・運動場・給食施設などを完備する。資金計画としては、県下中小企業者の人員割会費制により、建設後七年間で借入金返済計画で、借入金の利子補給を県に折衝しているという。

福祉施設の中身については、唐津市の福祉員から、見習看護婦などの医師会勤務の年少労働者のために、医師会館を利用している例が紹介された。医師会館に野球用具、バレーボール、バドミントンなどを備えつけ、いつでも貸出しに応じる。会館の二階の一室を開放して、図書室にあて、看護学院の卒業生にも貸出しを行なう。ステレオも買いいれて、昼の休憩時間などに使わせている。さらに、生徒のカウンセリングと、病院・診療所からの人事・労務管理に

関する相談にも応じているという。この試みは、労務管理の近代化のうえにも、きわめて大切なことといえよう。これは兵庫県でも実施されており、労使センターのなかに野外活動協議会の事務所を置き、専任三名のほかに週二回婦人少年室長、大学教授などが交替で来て、年少労働者のカウンセラーの仕事をしている。

年少労働者の福祉を高めるには、過重労働から彼らを解放し、余暇を与えることが先決であることはいうまでもない。しかし、いくら余暇がふえても、その余暇を有効に使えるだけの施設なり環境が整っていないければ、余暇をもてあますか、不健全な方向へ走らざるをえないであろう。健全なスポーツをやりたいと思っても、施設や用具がないためにできない。本を読みたいと思っても、高く手が届かないし、といって近くに図書館も図書室もない。こういったなげきをよく聞かされる。関係当局や年少労働者を使っている業界が、こうした現状に注目し、彼らの福祉を高めるために、いろいろの手を打とうとしているのは、まことに喜ばしいことといつてよいであろう。

◆ほしい共同宿舎や共同休憩所

ただ、年少労働者の要望は、はげしい時代の変化に応じて、刻々と変わっていることを忘れてはならないであろう。必ずしも流行を追う必要はないが、たとえば日曜や祭日などに観光地に行く、そこに来ているのは、ほとんどが業務用も含めて自家用車のドライブ族である。野

球やハイキングも結構だが、こうしたドライブによるレクリエーションも、年少労働者のために考えられてよいであろう。

また、生け花といった趣味を身に着ける機会を与えることは、もちろん望ましいが、年少労働者のなかには、専門の勉強をして、なにか資格を取りたい、と思っているものも少なくないであろう。資格を取れば、いままでいた職場をやめて、より条件のいい職場に変わるかもしれない。それは人手不足の折りから、零細な職場にとつては痛手であり、容易ならぬ問題である。しかし、これまでの職場で、その専門の技能を生かすことができる場合もある。年少労働者に、ただ型通りの教養、娯楽の機会を与えるだけでなく、彼らが真に望んでいるものはなんであるかを検討することも必要であろう。

さらに、共同宿舍の建設を、中小企業退職金事業団あたりでもっと援助してほしいと思う。この研究会でも、共同宿舍の必要が強く指摘された。唐津市の医師会福祉員は、見習看護婦のほとんどが住込みであり、仕事の性質上二十四時間勤務になりがちであるから、共同宿舍は近い将来にぜひ実現させたい、といっている。つまり時間外や夜中の急患、往診などのため、善用するにも余暇そのものがほとんどない。共同宿舍ができれば、この状態もある程度解決され、定着率もよくなるに違いない、というわけである。これはもちろん見習看護婦だけの話ではない。住込みの形態をなくすことは、年少労働者の自由な余暇をふやし、彼らの意識、行動、生

活を合理化し近代化することにはかならない。共同宿舍をつくるにしても、商店街組合とか同業組合にかぎらない。府県や市といった地方自治体が、その地域の出身者のために、大都市に共同宿舍をつくってもいいはずである。

共同宿舍を簡単に建設できなければ、住込みの年少労働者のために、部屋を与えることも考えてよいであろう。大牟田市の福祉員の報告によれば、同市の三十五か所の商店街で、従業員の家を一つづつ持っているそうだが、雇用主やその家族の私生活と隔絶された世界を持つことができれば、彼らの生活はある程度近代化されることになる。

それと同時に、できれば商店街のなかに、その地域の年少労働者が、ひるの休憩時間などに気軽に集まって休める休養室のような施設をつくれないうのもであろうか。教養、娯楽施設があれば、それを利用すればいいが、なければ簡単なものでもよい。

◆あいまいな福祉員の性格

年少労働者福祉員のありかたについては、きわめて活発な論議が展開された。ある福祉員は、政府が福祉員に仕事を頼んだ以上、補助を出すすべきだ、と主張した。広い県ではかなり遠方まで出かけることもあるし、連絡に金がいることもあるから、汽車賃や連絡費くらいは政府でめんどろをみてほしい、という意見もあった。これに対して、福祉員の仕事を自分の意志で引き受けたのだから、政府に手当を出せとい

うのはおかしいし、出す必要はない、という反論も出た。この相反する意見をめぐって、論議が交わされたが、結局一人々々の福祉員に手当といった形で補助するよりも、福祉員の活動そのものを政府が援助するほうが妥当である。という結論に落ち着いた。

年少労働者福祉員という身分は、年少労働者の福祉を増進するために、自主的に活動するボランティアなのか、政府が開拓した準ボランティアなのか、それとも政府から協力を要請された協力者なのか。どうもこのへんがあいまいなこととしていて、一般国民にはもちろん、福祉員にもすっきり割り切れていないのではないかと、と思われる。この点をもっと明確にする必要があるであろう。

また、年少労働者福祉員会と、労働福祉協議会との関係が問題になり、出席の福祉員から質問が出た。労働福祉協議会が年少労働者の福祉も考える以上、年少労働福祉員はこのなかに吸収されるのが、理論的にはすっきりしている、といえるであろう。あるいは、労働福祉協議会が先にできて、そのあとで年少労働者の特殊性から、年少労働福祉員が分化したのであれば、スジが通っているが、それが逆になっているのは、なにか割り切れない気がする。

目標が年少労働者の福祉の増進である以上、組織は二の次ともいえるが、組織づくりが第一になって、かんじんの年少労働者の福祉が、主導権争いのタネにされるようなことがあってはならないであろう。

(毎日新聞論説委員)

話 ま や も 春 迎

◇「モシモシ嬢」今昔

堀江 先生は昔、電話局で交換手をしていらしたそうです。その頃も今と同じ場所にごさいましたか。

平林 今の中央電話局の建物です。

堀江 この間、生理休暇の問題を取材に、大手町の新しい電話局に行きましたら、すごい設備がよいので、せいたくすぎるのじゃないかと言いましたら、組合の人が、これは銀座通りのようなもので同じ電話局でも、昔、平林先生がいらっしゃったところと余り変らない面もあるから、そういうところもよく見ていただかなければ困ると言っていました。あのころは、職場の改

善というようなことは全然発言する機会がなかったのですか。

平林 いちばん発言力の弱い職場だったのじゃないでしょうか。なぜかというのと、十四、五くらい、尋常六年を卒業しただけの娘さんがたくさんいたのと、交換手という仕事に社会的に軽べ

つされていたのです。「モシモシ嬢」といえば、ほんとうに最低だったから、働く人にも誇りがなかったのです。

堀江 今はそういう感じはしませんね。

平林 今は反対です。交換手という一つの技術者ですから。

堀江 地方なんかでは、電話局の建物がいちばん立派なので、高校で成績のよかった子が電話局に入るのだそうです。

平林 私のいたころはとても厳しくって、監督がしょっちゅう見ているんですよ。女の監督です。主事とか主事補とかいう位があつて、今の巡査の肩章のよう

なものを付けていました。

あのころの加入者——つまりかける人が非常にいばつていましたね。今は番号調べなんかで呼んでも、信号していてもなかなか出ないでしょう。昔はそんなことしたら、すぐ「監督呼べ」です。

堀江 その時分電話を持っていたかたは、エリートとい

いますか、今の時代の電話とちがいますでしょうかね。

平林 そういうこともありまして、要するに交換手というものはいじめてやるものというふうになっていてね。まあ自分の家の下女という気持ちと同じですよ。

堀江 昭和何年ごろですか。

平林 昭和何年ありませんよ。大正十一年ですよ。

堀江 何年くらいやっていらしたのですか。

平林 すぐ首切られましたよ。三か月か四か月くらいで。勤務状態が悪いというのではなくて、まだほんとうの仕事につかない間に、——私の一般的な交換手ではなく、監督なんです。そのころ、監督は高等女学校卒業ということと、それで入ったんです。監督は、電気の知識とかその他いろいろの知識を三か月間勉強してからなるんですが、その勉強期間中に身元を調べられて、首にされました。別に首切られるような身元でもないのですが、女学校時代に少し生意気だったとかいうようなこととね。それにね、堺利彦氏に自分の電話をかけたんで、にらまれたんですよ。

堀江 そのころ、お給料はどのくらいだったのですか。

平林 私は見習いでしたから一日八十銭くらいだったと思いますよ。本採用になつて月三十円くらい、見習い期間は二十四円くらいでしょう。そのころだつて部屋代が十円くらいでしたから、暮らせ

ないです。

堀江 その頃の交換手は生理休暇もなかったわけですね。今は一時間半やると三十分休むという交替制だそうです。

平林 そのころは半日働いて、いくらか休みがある程度でした。それに規則が厳しくて、窓のそばに寄ることはできないんです。なぜかという、よく飛び降りるからなんです。食事するときも番をしてるんですけれど、それでも時々とび降りる人があるんです。

それからいちばん厳しかったのは、そのころは着物に袴をはいて通うんですが、今なら宝塚ガールみたいで誇り高いでしょうが、そのころ袴をはいていたら交換手にきまっています。袴に下駄です。

それで、みんないやがって、帰りに袴をうまくねじ上げて帯のように見せる技術が発達したんです。もし、袴をはいていないところを見られたら、首です。

堀江 今じゃ思いもよらないですね。

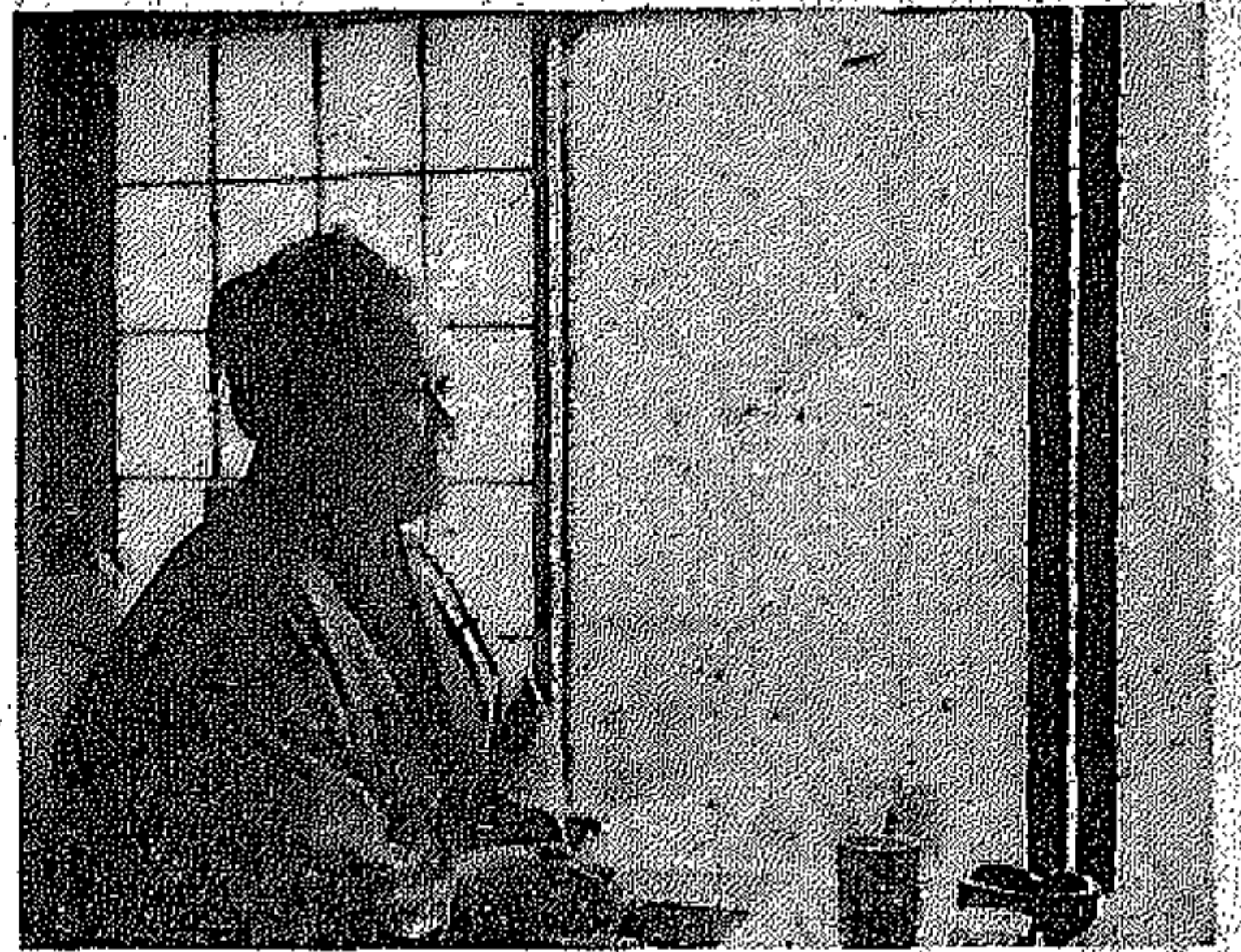
平林 昔の交換手というのは、電信技術を習わなければならなかったんです。通話の打ち合わせはみんな電信でやるんです。長距離だって大阪くらいですから電信でやります。だから一人前の交換手は電信をやりながら通話をやっているから、なかなかの技術です。今以上にね。

◇女の能力を認めさせるには

堀江 大手町の電々公社できいたんですが、生理休暇は完全に要求しているし



堀江 瑠璃子
(朝日新聞記者)



☆ 平林たい子氏にきく ☆

話ですと、男だからわからないじゃないかと言われると、きつく言えなくなってしまうということでしたが、労働時間の短縮とか、そういう方向にもっていったほうがいいんじゃないかと思いました。

平林 労働条件というものは男と女と歩調を合わせて要求しなければ、損だと思えますよ。女だけが余計に休暇をとるということは損ですよ。やっぱり職場では、ある意味で男と競争しているんですから、それを考えなくてはね。生理日だから休まなきゃ困る

今、つわり休暇を要求中だとか……。平林 要求するのでもいいが、そればかりが能ではないと思うのですよ。生理休暇だって、ずる休みというか、休まなくてはならないほど苦痛がなくても休んでいる人があるでしょう。そして、その休暇に親類を訪問したり、旅行したりする

というようなことが事実上ありますでしょう。もちろんそういう人はかりじゃないでしょうけれども、ですから私、この法律はだんだん退化させて行くべき法律じゃないかと思うのですよ。

堀江 電々公社のように休憩室その他設備のよくなっているところでは、ちょっとせいたくという感じがいたします。あそこで管理職についている男のかたの

というのでは、管理職にもつけられないし、国会議員なんかもできないはずですよ。最も頭を使う仕事ですからね。生理休暇のいる女は国会議員なんかよしたほうがいいということになったら大変ですからね。

堀江 私の社なんかでも、生理休暇は一応認められていますが、実際問題として、新聞記者のような仕事をしていると休めないのです。それに休んでいたら、それだけ仕事の面で男の人と差がついていきますし。

平林 同じ能力があっても、会社と同じに寄与していても、やっぱりなんとなく会社は男性のほうが好きなんです、理屈じゃなくて。それを打破するということ

は大変なことなのです。女の能力を実際に認めさせるには、過渡期の過程として女は男よりよい努力しなければならぬと思うんです。理屈に合わないことですが、そういう時期を通過して、やっと壁が破れて、女の能力というものを注意してくれるようになるんです。

◇ 共かせぎのむずかしさ

堀江 先生は電話局を首になってあとは、どこかへお勤めになりましたか。

平林 今度はドイツ人が経営している書籍店の店員になりました。

堀江 ご結婚なさってからはお勤めはなさらなかったのですか。

平林 お勤めはしませんでしたけれど、やっぱり共稼ぎでした。

堀江 今、私たち結婚しますと、相手のかたが大学出でも、二十五、六のかたですと、二万円そこそこの収入で、二人で暮らすには足りませんから、しばらく共稼ぎというのが多いのですが、今の共稼ぎというのは、先生ご覧になって、どうでございますか。

平林 わたし、いいと思いますね。男の人が自分の稼ぎだけで家庭の一切がまかなえないということは、男を謙虚にさせる意味ではいいと思いますよ。戦後のいわゆる民主主義の思想だけでは、家庭は改革されなかった。事実上の力の問題が重要なので、その点では男の収入が相対的に減って家庭経済をカバーできない

ということが、家長制度のいわれのない権威を破壊したし、女性を自由にしたと思います。その点は感謝しなければならぬことです。

堀江 でも、今でも男のかたは、なるべく早く奥様の仕事をやめさせたいという気持ちがございすね。

平林 男の人は少し貧しくてもやめさせようと思います。しかし、日本の家庭経済はもっと向上しなければなりませんから、女としては、働く口さえあれば、働くほうがいいと思うんです。しかし、日本の今の状態では、たとえば子供が生まれた場合に、安心して子供をおいて行かれるような条件がありませんから、働かないで子供の世話をしたほうが、むしろ利益が多いかもしれませんね。イギリスの炭鉱なんかでは、炭坑夫は非常に高給らしい。それで炭坑夫の奥さんはあまり働かないようです。つまり、夫の給料が

いいと、事実上妻は働いていないです。堀江 私、おとしヨーロッパを旅行した時に、たまたまバスで一緒になったアメリカ人の奥さんが、この旅行が楽しかったので来年は日本のほうに行きたいというのです。この奥さんのお話ですと、なかなか旦那さんだけの収入では毎年外国旅行をするわけにはいかないから、帰ったらすぐ仕事をみつめて一年間働いて、また来年ご夫婦で日本に行くというのです。その奥さんは四十くらいのかたでしたが、日本の場合は四十くらい

の女の人が急に仕事をみつめて一年間働いて、そのお金で外国旅行をするというような考え方ができるかどうか……。

平林 ぜんぜんできませんね。音楽学校卒業しても、ビルディングのお掃除くらいなものですよ。それにアメリカ人の観念は違いますよ。いったん仕事をやめて、必ずしもまた同じ職場に帰るわけじゃない。日本ではあちこち歩いた人は歓迎しません。

堀江 アメリカでは若い子でも毎日新聞を見て、少しでも条件がいいと応募してしまいます。日本では、若い女の子がそんなことしたら変に思われるし、また実際にできませんね。

平林 何度も変わることがいいかどうかは別ですけども、とにかく、日本には女の働く場は少ないですよ。女の雇用人口は年々ふえているといっても、それは若い人で、三十過ぎたら、ぐっと下がるのじゃないですか。

堀江 女の人で四十過ぎの場合は、その人でなければできないという特殊技能をもっているとか、若い女の子にはできない仕事ができるとかいう条件があると思います。私の社なんかでも、女の人は三年に一人くらいしかとらないんです。表向きは募集していますが。今はもう婦人記者は五人くらいしかおりません。それに結婚しても赤ちゃんが生まれるまでは勤められるらしいのですが、お産で休んだあと、帰っていらっしやるかたはぜん

ぜんおりません。戦争中は人手が足りなかったので新聞社でも女の人を入れたらしいですが、今は全然だめです。私のところは家庭欄・娯楽欄・ラジオ・テレビ欄などで三十五、六人おりますが、女性はいないんです。家庭欄でも男のかたがやっていらっしやいます。私のほかにも奥さんのかたがいらっしやあって、仕事もよくできるかたですが、子供を産むことはあきらめていらっしやるようです。実際産んだらやめなければならぬんです。それで家庭でなかなか問題が多いようです。私なんかも自分一人の能力で両方ちゃんとやれる自信はちょっとございません。

*奥さんはせめて社会的な仕事でも堀江 私と同じ大学を出た同級生で、結婚して共稼ぎしているかたというのは一人もございません。それでいて、お家のことも立派にやっっているわけではないというかたが、意外に多いのです。

平林 私もそういう人を知っています。結婚してまだ若いうちは本を読んだりもしますが、中年になると、英文科を出た人でも英語を忘れてしまつて、大学出のために却って家庭の仕事もできない。洗濯ものを山のように積んで、稽古事なんかして、全く使い道のない人間になつていて人をみると、学問というものを考えさせられますね。やっぱり教養は生かさなければと思うんです。

堀江 そこへいくとヨーロッパやアメ

リカでは、教会などを中心に、奥様たちのいろいろな社会的活動をする機会が伝統的にありますので、そういう意味で割合に刺激が多いようでございますね。

平林 お金のとれる仕事でなくても、ボランティアの仕事でもいいですね。アメリカの教会は宗教的な感じより、教育的な感じで、地域活動の一つの単位になつていて、いいですね。

◇矛盾もあるが明るくなった農家

堀江 先生は地方へお仕事にいらっしやるようなときに、働く女性の問題なんか、特に気をつけてご覧になりますか。

平林 私、東北で、女が重労働をしてるのを見ました。駅の仲仕と線路工夫ですよ。女の人からね。山形あたりは工場が少なくて、寒いから、工場をつくっても採算がとれないから、限定された産業しか誘致できないのです。それで女の仕事が少ないからです。労働基準法では重労働は禁止していますが、禁止したほうが婦人のためか、重労働でもさせてあげるほうが婦人のためになるのか、これは問題だと思います。労働基準法は十八年も前に婦人の生理を基準にしてできたものですから、今の女の人には体も大きくなつて、体格もちがっているから、基準法の内容もいくらか違つてもいいのじゃないか。女も働きたいんですから。しかし、線路工夫はやらすにすましてあげたいものです。

堀江 東北の農村でも旦那様が東京あたりへ出稼ぎに来て、六か月後家とか三か月後家とかいうのがございますか。

平林 東京の高速道路なんかの建設で人がたくさんいるから、出稼ぎにずいぶん出てきているようです。それから漁船に乗って遠洋航海に出るとかね。

堀江 それで事実上、奥さんが農業の仕事全部やることになるんですね。

平林 信州なんかほとんど主婦農家ですね。

堀江 長野県のような最近たくさん工場ができたところでは、旦那さんが工場に働いて女の子と浮気をしたり……。そういう問題が新しく起こっているそうですね。旦那さんが工場で都会的なものを吸収して話題もそういう傾向になるので、奥さんもあわてて雑誌を読んでみたというところになるらしいんです。

平林 奥さんのほうは陽に焼けて土にまみれていますからね。しかし、そういう弊害はあつても、農村の女は生き甲斐を感じていますね。そして農村の家庭風景はとても明るくなりましたよ。お風呂はタイル張りです。昔は家の中で火を炊いてくすぶっていたのを、家から離して台所を造つたり。第一、ガラス戸がはまつたから雨が降つても雨戸はしめなくていいし、やっぱりよくなりましたね。忙しかったために子供がみてやれなくて怪我をしたりというような問題はあつても、また不均衡な点はあつても、恐れず

進めていくより仕方がないと思うんですよ。

堀江 先生がお育ちになった時代に比べますと、今の農家の主婦はずっと明るい感じでしょうか。

平林 私、自分の出発点は、隣近所の農家の主婦になりたくないというのが、農村を出てきた動機ですが、今は大分よくなりました。家族関係も違っていて、お嫁さんも明るくなつたし、経済的にもよくなりました。

堀江 そのころ東京に出ていらっしゃる方は村では珍らしかつたでしょう。

平林 私のように志を立てて東京に出てくる女は一人もありませんでした。

堀江 今の若い女の子はやはり農家の嫁になりたくないのでしょうか。

平林 全部ですね。第一母親が、娘を都会に嫁入りさせることが大変な誇りなんです。やはり腕がなくてはできないんです。お嫁入り支度が大変ですから。

先だって、面白い話がありました。知合いの娘が同じ村の農家に嫁入りしたのですが、そこのお姑様が嫁入支度にベッドをもってこいと言うのです。ベッドというのはハイカラでしょう。それをお嫁さんに持って来させるというのはいかに封建的でしょう。新旧思想がミックスしているんですね。その娘さんは町の工場に働いていて、自分の稼いだお金でベッドを買って持っていました。それから、嫁にきて、働きに出ている

ような場合は、いろいろ矛盾したことが起こっていますよ。たとえば、その嫁がお産で入院するのに、その費用は婚家が出さないで、嫁の稼いだお金で払わせるんです。考え方が混乱しているんです。

堀江 昔は農家は特に封建的で、夫と妻の関係なんか、たとえば選挙にしても家計にしても、妻の自由にならなかったようですが、この頃はどうかでしょうか。

平林 よくなりましたね。奥さんが自分で自由になるようなお金を、給料みたいにして渡している家もふえているような話ですよ。

堀江 夫婦だけの家庭なら、お金の処理なんか、夫婦対等でしょうね。

平林 むしろ、お姑さんが不品行な息子を追いつ出して、お嫁さんに婚家に居座って働いてもらっているという例はよくありますよ。旦那さんは放蕩者で働かないし、子供はあるし、奥さんが百姓してどうにかやっているわけです。ですから女の地位は、結局、どれだけ家庭に寄与しているかで決まると思います。のんきにチャラチャラしていれば、弱いのは当然ですよ。商家の奥さんなどもそうだと思います。

堀江 結局、体で稼ぎ出しているわけですね。そこへいくと、普通の奥さんは弱いんですね。特にインテリになると、いざという時に、ビルの掃除婦も家政婦もいやだということになりますからね。

◇まだ泣き喚入りに終る離婚訴訟

堀江 私、家裁に離婚のことを取材に行ったのですが、申立ても非常に多いが取下げも多いというんです。

平林 金額が少ないからでしょう。

堀江 取るものは少ない上に、なかなか取れないから、あとの生活をどうするかということになると、取下げてがまんするより仕方がないというわけです。アメリカなんかでは、あってもなくても、法律的に取ってしまう。払わなければ、また訴えて取るという工合で、男性にとつては離婚は一つの脅威になっているというのですが、日本では切角訴えて、相手が出すと言っても、要求しない人もあるそうです。

平林 ともかく一時金の金額が少ない。あと月決めとか年決めとか約束しても守らない場合は、法律手続きをしなればそれっきりになってしまうんです。

堀江 百万円なんか出すのはめったにないそうですね。十万、二十万がザラだそうです。なんでも半分くらいは取下げるのだそうです。

平林 女性の恥辱ですね。それなら始めから言わなければいいのに。まあ、家庭婦人というのは、そういう実行力はありませんから、訴えただけで、うっぶんを晴らして、それでおしまいということになるのじゃないですか。

堀江 日本の場合は、離婚して、お

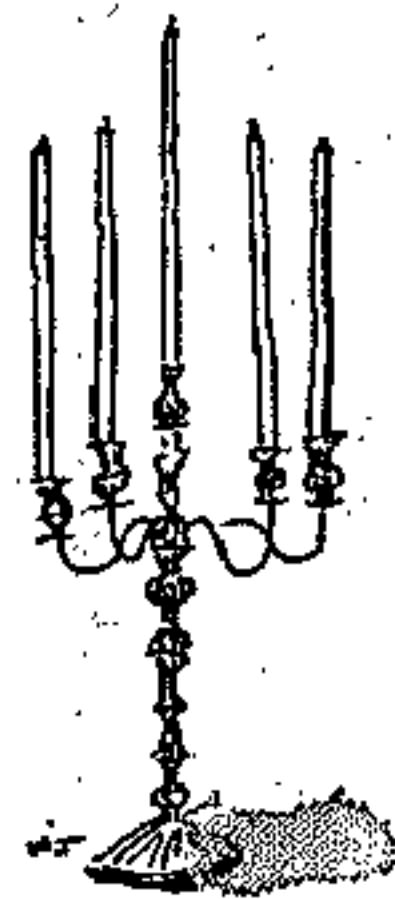
金の問題は解決しても、あと再婚するチャンスや、いい職場をみつけるチャンスが少ないから困りますね。家裁のようなものができても、その裏側に、それを利用するだけのいろいろな条件が揃っていないから、十分利用できないのですね。

平林 外観だけはだ分よくなってきただけで、日本では、精神がなくて形だけ整えているでしょう。利用するほうあまり精神を理解しないで利用しているところもありますね。地方の家裁の判事なんかは家庭裁判所の精神をちっとも体得していない人がありましてね。それで結局、女性に無理な解決をしたりしていることがありますよ。それから家裁の相談員がちょうどお姑様くらいの年齢や地位の人ですから、やっぱりお姑様の考えで解決しようとするんですね。ともかく家庭裁判所はやっぱり強制的にお金を取るようになるなければいけませんね。自動的にな。今は、払わない場合は、裁判を起こすより仕方がないですからね。

堀江 そうすると、またお金や時間がかかるということになりますね。

平林 裁判所で呼び出しても相手が出て来なかったりして。相手が地方にいれば地方の家裁まで行かなければならないし、そんな費用や時間なんかないというわけで結局、泣きねいりですね。こんな点も何とかしてもらいたいものです。

堀江 いろいろ面白い話をうかがいまして、ありがとうございました。



家事サービス

職業補導所について

海 野 将 親

さる一〇月から大阪・広島、十一月から東京において、失業婦人を対象とした家事サービス職業補導所が発足し、これまで政府の行なっている失業対策事業に働いていた婦人及び中高年の婦人失業者に対して家事サービスの職業訓練を開拓するに至った。更に、本三九年一月からは、神奈川県・愛知・兵庫・長崎、二月には福岡の五県において、それぞれ家事サービスの職業訓練施設が発足する予定になっている。

これらの施設は、これまで東京・大阪の二か所にあった家事サービス公共職業補導所の婦人の職業対策に対する実績が認められて、従来は就業の困難な一般婦人の就業援助のために行なわれてきたものを、今回労働省の企画している中高年職業対策という重要施策の一環として取りあげ、これまでの二か所が一きよに八か所に拡大強化されたものである。

もともと婦人少年局にあっては、婦人の職業機会については早くから着眼し、殊に、夫を失ない子供を抱えた未亡人・中高年婦人は、その就業の必要性にも拘らず、職業の門戸が固く閉ざされている現状に対し、その就業援助に腐心していたのであるが、昭和二九年婦人少年問題審議会によって種々検討の結果、未亡人等

の職業対策としては、これら未亡人が長年生活で身につけた家事を職業に生かすことが考えられ、これを真に職業として成り立たせるために、家事サービス職業としての技術を習得させることによって職業につく機会を容易にするため、家政婦研修所の設置がのぞまれることが労働大臣に対して建議されたのである。これによって家事サービス職業補導施設設置の機運がたかまり昭和三十一年に始めて東京に、同三十二年に大阪に設置され、爾来今日に到るまで数多の修了者を送り出したが、修了生の年齢の最高は六十二歳平均年齢三十四歳、また既婚婦人が過半数を占め、更に既婚婦人中子供を持つ婦人は五割という状況であるが、その就職の状況はまさに一〇〇%といった具合で、また賃金等の条件も他に比して高く就業でき、むしろ最近ではこの補導施設の存在が、比較的恵まれなかった家事サービス職業従事者の労働条件向上のひとつの指標とさえみられるに至り、たんに未亡人等就業機会の援助に役立てるといった当初の婦人少年局の意図したところを大幅に上まわる成果をあげてきたのである。

たまたま、最近の二、三年において労働力殊に中高年の労働力問題、中高年失業者の就業問題は国家的に

検討されなければならない重要問題として浮かび上がり、労働省としても最重要課題としてその施策に取りくんだのであるが、中高年の就職機会が男子でさえ困難であるのに、それにも増して種々な意味でのハンデイキップをもつ中高年婦人の就業は容易なことではないのであるが、家事サービス補導施設におけるこのような成果が、中高年失業者の重要施策として取りあげられるに至ったものである。

このようなところから、三十八年度においてはこれまでの二か所分の予算から八か所分の増新設一億に近いう予算措置がなされて、その運営のやり方も従来のものを基盤としながらも、殆んど全面的な改新のもとに実施されることになったのである。

先ず、新施設は、従来のそれが単なる予算措置で設置されていたのに対して、職業訓練法上の訓練として行なわれることになった。そのすべての運営が公共職業訓練ベースで行なわれることになったのであるから、その訓練基準や指導員の資格等も、これに基づいて新たに検討する必要があるためである。

その訓練する対象は、従来は就業の困難な一般婦人を対象としたのに対し、新施設においては婦人失業者とし、特に政府の行なう失業対策事業に働く婦人及び三十五歳以上の失業婦人で職業安定所の就職促進指導官からこの訓練を受けるよう措置を受けた婦人に限られていた。これらの婦人は、訓練を受ける期間中は訓練手当を受けることになったのである。要するに、この施設は職業訓練法及び職業安定法にのっとり運営されるのであり、従って、ここに入所する訓練生は、公共職業訓練所に入所する訓練生と、訓練手当失業保険・健康保険等について同じ取り扱いを受けることになったのである。このように、家事サービス職業訓練は、職業訓練法上の訓練として行なわれることになった。

たのであるが、これまでこれについては、婦人少年局の手によって婦人の特性に基き配慮された指導によって実績を得ているところから、家事サービス職業訓練は婦人少年局が担当することになったものである。これにより婦人少年局は、年度当初から職業訓練局・職業安定局との綿密な連絡のもとに、新たな構想をもって事業運営の推進に当たって来たのである。

訓練はこれまで二か月であったものを三か月とし、時間としては四五〇時間、その内容を、新たな対象者に向くように全面的に検討を加えた。つまり訓練基準に対する基本的な考え方としては、実習に重点をおき、頭で覚えさせるよりは、反覆し手によって覚えさせることにし従って全体の六八%までを実技とした。調理・繕い・掃除等家事技術の基礎的なものの習得に重きをおいたことは勿論であるが、これらの家事技術の習得によって、家庭に働くお手伝い・家政婦以外にも、家事技術をもって働くことのできる学校給食婦・病院付添婦・洗濯婦等の家事的職業にも就業でき得るように配慮した。なお、若干の選択課題を設けて自己の適性に応じた家事技能を身につけられるようにしてある。

また家庭生活実習に重きをおいて、教室において洗濯・家庭管理等個々に習得した家事技術を総合して、家庭生活が普通あるように有機的に実習を行なうよう配慮してある。この実習は特に教室と別にととのえられた生活実習館において、ファミリーサイズによって行なわせることとするのであるが、ここにおいては、日本における水準的な家庭生活のあり方、つまり家庭消費、子供のしつけ、主婦の地域社会におけるあり方などを指導員との人格のふれあい、膝つきあわせだ話しあいの中から、また、生活の実習の中から体得させることが重要な狙いのひとつとなっている。また生活のしこりがそのまま身体のしこりとなっている中

年の婦人に対してそのしこりをとり、さらには日常の家事労働の動作にリズムをあたえ、リズムカルな生活動作を身につけさせ、さらに協調性を自然に育てるものとしてのレクリエーションを重視し、そのため相当時間を体育に配している。

以上のような基本的な考え方のもとに訓練基準がたてられたのである。また訓練の場である教室実習場及びその設備についても家事サービス職業訓練にふさわしく綿密な配慮をもって基準の検討が行なわれたのである。つまり家事サービスは、訓練職種としては、家事使用人という一職種ではあるが、その内容は調理・裁縫・応接等家庭管理にいたるまで一〇種以上の教科内容を包含しており、従ってその実習場も一室あれば足りるものでなく数種を必要とし、その設備も神経の行き届いた細かい配慮を必要としているのである。

このようなどころから、訓練基準の作成にあたっては、田辺繁子氏、氏家寿子氏等の学識経験者、家庭の主婦、家政研究家等に諮って決定したものである。この訓練基準に基づいて教科書が作成されたのであるが、作成に当たっては、家事サービス職業訓練の経験をもった東京・大阪の家事サービス公共職業補導所長の協力を得て、両所の指導員が執筆に当たり婦人少年局が編さん、さる九月に「調理」「裁縫と繕いもの」「洗濯と被服整理」「掃除と器具の手入れ」「乳幼児と妊産婦の世話」「老人の世話」「病人の世話」「家庭管理」「応接」の九科目が刊行されたのである。作成にあたっては、これまで長い間家庭とか仕事場にあつて文字に親しむ時間のあまりなかったであろう婦人たちのためにでき得る限り表現をやさしくし、また写真や絵図を多くとり入れた。活字の大きさも老眼鏡がなくてもみられるよう大きくし、親しみ易い教科書であるよう配慮した。

指導員の数及び資格の基準は、公共職業訓練のそれ

と大体同等のものとして定めたが、対象が何分にも中年の社会経験をもった婦人であることを配慮した指導員の選択がのぞまれる。殊に生活指導員は、その人にふれることによって信頼と学習意欲を覚えさせるような、出来れば家庭の主婦としての体験も豊かで、しかも指導性ある人を得られるように切に望んでいる。

最後に何といつても、この訓練で最も大切なのは所長である。所長こそは、この訓練の要めとしての重要さをもっている。今回の家事サービス職業訓練は職業技術を訓練することもさることながら、何といつてもこれまで社会の吹きだまりにおかれた失対婦人・中高年失業婦人に、その失われつつある職業意欲と自信をとり戻させることにその最終目的があるので、このような訓練は訓練管理を含めた指導管理態勢が婦人の手によってなされることが大切であるので、特に設置要綱に所長を婦人とするときだめた次第である。

この施設の入所及び就職後のあつせんは、それぞれの公共職業安定所が行なうことになっており、安定所では雇用予約の措置をとるなど万全を期している。先にも述べた通り訓練修了後は家庭へ家政婦等として就業するのであるが、家庭以外にも、それぞれの適性・好み等によってビル・掃除婦、会社寮等の寮母、或いは老人ホームの賄婦等広く家事的職業に就業することができ。しかし万一修了後直ちに民間への就職ができない場合には、家事福祉施設によって就業できる道が残されている。

家事サービス訓練施設の拡大強化に伴い、婦人少年局の事務担当課である庶務課に、家事サービス訓練係を新設して運営指導等の業務遂行にあたらせているが家事サービス職業は、婦人に適した、また社会にあっての必要度も大きい職業だけに、この訓練事業は今後に期待するところが大きい。(婦人少年局庶務課長)

ホームヘルパーの派遣日誌から

藤原 智恵子

十一月二十日（水）

昨夜の雨に洗われたようなさわやかな雑木林の紅葉を窓の外に見ながら今日お伺いする家の事を考える。会社に入ってから初めて派遣されたのがこのお宅で、赤ちゃんの沐浴第一号としてなれない手つきと緊張した気持でおふろに入れたのが忘れられない。今度は次の赤ちゃんが生まれて同うのである。家族は奥様と長女二年六か月、次女十一月二日出産、場所は西荻窪アパート。

七時五十分家を出て下北沢で井の頭線にのりかえ吉祥寺から中央線で西荻窪駅下車、歩いて七分、八時五十分アパートにつく。奥様にお祝を申し上げている間もなく、上のお嬢様がい子ちゃんにまつわりつかれて一ときり話し相手をする。このアパートへは時々派遣されるので、お子さん達とはすっかり仲よしになっている。

奥様から今日の仕事について伺い、天気がはっきりしないので早速おむつ洗いかかる。ほかの洗濯物は洗濯機でまわしながら。干し物をするドラムダとお風呂場の間をついてまわるけい子ちゃんとお話をしながら十一時洗濯を終り、風呂

場の掃除。寶の子洗い、風呂の清掃、部屋掃除（七畳・六畳）、ダイニングキッチンに掃除機をかけ、拭き掃除をする。食はけい子ちゃんがおうどんが好きなので電話をかけてとって下さったので、お茶をわかずだけで簡単に食事をする。私は持参のお弁当を一しよにいただく。後片付をして一時まで休憩する。

赤ちゃんの世話は奥様がして下さるので私はけい子ちゃんの世話——。といっても遊んでいるのを見ている程度なので手がかららない。食後三十分くらいでおひる寝。おふとんに寝かせて奥様がそばで子守唄をうたって上げると五分くらいで寝てしまった。午後二時赤ちゃんの沐浴。ガス湯わかし器からとるだけで十五分くらいで準備をおわり、四十度にして沐浴をはじめ。生まれた時は二千七百瓦。女の子としても少し小さめだったそうだが、ミルクをよくのむので大分方もふえているようだ。体もしっかりして手足をよく動かしてとても元気がいい。室温を気にする事もいらない。いい季節なので気がらくだ。黄痘もすっかりきえてきれいな肌。玉の肌とはこの事かと

きれいな可愛らしい顔にみとれる。すっかり

かりいい気持になったのか、眠ってしまった。さし湯をしてあたためて終り。体全体がさくら色になって美しくい。水気をすっかりとってかき粉をつける。おへそは念入りに水気をとりデルマドールをつけておく。湯さましを二〇瓦くらいの力でそのまま気持よさそうに寝てしまった。ホッと一息。けい子ちゃんの寝ている間、奥様も横になる。みんなねてしまつて静かなので音をさせないように沐浴のあとかたづけをして洗濯をする。着替えた着物とおむつ。午前中の洗濯のかわいたのをとり入れて後に干す。

赤ちゃんのおふろも、二年半の間に何人くらい入れたことだろうか。ちょっとかぞえても十五、六人にはなりそう。この頃はすっかり慣れて背中洗いも上手になり、たのしいものの一つだ。

三時けい子ちゃんお目ざめ。赤ちゃんも授乳時間。急に又いそがしくなる。おやつを用意をして、ミルクココアとクッキーとミカンをみんなで一しよにいただき、しばらくけい子ちゃんと遊ぶ。

奥様に買物を考えていただく間にお米ときをしておく。

けい子ちゃんと一しよに夕方の買物。夕もやのただよいはじめた静かな道を、「おててつないで」をうたいながらカゴをさげてたのしいお買物。ママが外に出られないのでこの頃は買物に行くのは久しぶりとか、足どりと軽くはしゃいでいる。はじめてけい子ちゃんに沐浴をさ

せた二年半前の日の事がつい昨日のよう思われて何とも感慨無量である。けい子ちゃんのお美事な成長にくらべて、ホームヘルパーとしてこの二年半、私の歩みははたしてどれだけの成長をした事か。灯のともりはじめた街かどをまがって、明日の分までの買物で重くなったカゴをさげ、アパートへ帰る。

買物の明細を書いて計算をし、残金をおかえして夕食の下準備にかかる。ホウレンソウを洗って、野菜の皮むき、お漬物を出しておく。水仕事はなるべくすませておくようにと考えるながら。

お風呂の中をもう一度洗って水を入れ、乾かした寶の子を入れて火をつけるだけに用意をしておく。予定していた仕事のうち、アイロンかけと赤ちゃんのフロンガバのかけかえが残ってしまったが、明後日また同うので、その時にしていただければ結構との事で、五時十五分奥様の感謝の言葉に一日の労苦も忘れ、けい子ちゃんのお見送りに手をふりながらさようならをする。苦しい事も多いけれど楽しい事もあって、働く事のよさこびに心もかるく家路をいそぐ。

すっかり暗くなつてしまった駅への道をいそぎながら今度はわが家の夕食の事を考える。買物メモを出して明日の晩の買物をする。今晚の用意は前の晩に用意して火を通してあたためただけで食事が出来るように準備をして出かけたので——。電車の事故等又は派遣先のお家の都

合で帰宅時間がおそくなる事があっても家族の者が食事が出るようにと心をくばっている。私の家庭は夫と子供二人。子供といっても長男は、二十一歳(大学三年)、次男十九歳(大学二年)で、おなかをすかせて帰って用意の出来ていないのはよくないと思い、夕食後明日の晩の用意をする事にしている。ごはんはタイムスイッチをかけて出るので六時にはスイッチが入り六時三十分頃帰宅するとすぐ七時にはみんなそろって食事が出来る。食後の一時間位が家族団らんの一と時である。仕事をもつ主婦として家庭の事がついついおろそかになってしまい勝ちなので、家庭の温かみと安らぎを家族にあたえられるようにと心がけている。

今日のように静かな家ばかりはなく、男の子のいる家はとも目まぐるしく、神経がつかれてしまうこともある。だから、その時々に応じた仕事の仕方、子供さんの扱い方など気をつかう事が多いのだが、すべては仕事として割り切るようにしている。夕食の片付けをして明日の準備。今日の日報を書いて、明日の派遣先への指示票を用意、割烹着・三角布・手拭き・マスクをそろえる。新聞に目を通し赤ちゃんの扱い方の本を三十分程よむ――忘れていた事があつては困るので。赤ちゃんに接する時は何より神経をつかう。十時半就寝。

十一月二十一日(木)

六時起床。部屋掃除をして朝食用意。

次男は横浜まで通学のため六時四十分にくる。朝はいいそがしい。七時朝食。七時三十分夫と次男を送り出して夕食の準備をし、長男と一しよに朝食、おべんとうを作つて八時家を出る。今日は元住吉アパート。登戸のりかえで武蔵小杉に出て東横線で元住吉駅下車、歩いて八分、八時五十分アパートにつく。

このアパートには時々派遣があるが、今日の家ははじめて。家族は奥様と長男中学一年、次男小学校五年、派遣理由は奥様の急病となっている。

ノックして声をかける。奥の方で奥様の声で上がつて下さいとの事、失礼して寝ていらつしやる所へ行き、はじめのあいさつをし、病氣の様子を伺う。

お風呂場でお湯をくもつと空バケツをもつて一段またいだところで腰のあたりの骨が急にいたくなつて動けなくなつた。部屋まではうようにしてたどりつき、子供さんの帰られるまでふとも敷けず、昨日は大へんだつた様子だが、今日は少しはよくなつたが起き上がるのが大へんで、そばで肩につかまっていただいてそと立つのがやつと。坊ちゃんの野球のバットをつえにお手洗に行くのだが、大へんだ。元氣でいると何とも思わない立ったり座ったりがこんなにも大へんな事とはおどろいてしまう。私は仕事の量の多い時など、さうとう無理をして、馬力をかけるけれど何だかそらおそるしい気持がする。奥様はまだまだお若

くて、私は十二、三も年上なのだからと反省している。

そんなわけで昨夜はお子様と御主人様と合作の夕食だったとか。夕食と朝食の食器洗いをし台所の片付けをすませ、洗濯にかかる。運動がさかんな年齢なのでトレニングズボン・シャツ等泥だらけ。水洗いも念入りにし手で部分洗いをしないときれいにならない。洗濯をすませて部屋掃除。アパートでもここは一番広くて八畳・六畳二部屋、四畳半とリビングルーム九畳くらいあつて、ヘルパーにはつらいところだ。全部掃除機をかけて、カラ拭きと水拭きをすませる。

昼食は残りごはんをチャーハンを作つて床のところへ運んで差上げる。有がたいとよろこんでいただき、恐縮してしまふ。全然動けないので外科のお医者様へ往診をたのみたいといわれるので、電話をかけて往診をお願いした。足がつめたようなのでオコタを入れて上げる。気がよくなつたとよろこんで下さつた。食事の後、休憩。

午後は風呂場の掃除。お手洗掃除、玄関と階段掃除をすませてひと休み。あつとお茶を入れて奥様のところで一しよにいただく。おいしいおせんべいをいただきながら。四時お医者様来診され。看護婦さんも一しよに來られた。いろいろみて下さつて「肋骨はヘルニア」といわれ、当分は大事になさるよう、歩けるようになったらレントゲンを撮る

ように、その上でコルセットを作つてつけた方がいいと思うと言つて帰られる。

夕方の買物をして、お医者様によつて薬をいただいて帰る。坊ちゃん達も帰つていらつしやつてにぎやかになる。大いそぎで夕食の仕度をする。かんたんで子供さん達の好きなものという事でカレーライスにする。カレーを作りながら洗たく物を取り入れて、お風呂の用意をする。点火は坊ちゃんにお願いして。配膳の用意をして、時間を気にして下さる奥様にあいさつをし、帰りの仕度をする。急病で全然動けなくてどうなる事かと心細く悲しくなつていたところ親切にしてくださいで、とうれしそにお礼を言われ、私までうれしくなつてしまふ。坊ちゃん達にお手伝をたのんで帰途につく。忙がしくて動きづめで大へんだつたが、本当によかつた、ほつとした思いで星空をおおぐ。明日もよい天気でありますようにと祈りながら――。

明日はまた、けい子ちゃんと赤ちゃんのところに行く日である。皆さんから待たれていると思うと毎日だのしく、気が張っているせいか風邪もひかず元氣に働ける事が何よりうれしい。毎週土曜日は会社出勤で、五日間の指示票と日報を出して来週の派遣家庭への連絡や書類作り、交通費の整理等して午前中で終り、午後は買物や日頃出来ない親せきをたずねたり、一番楽しい日だ。

日曜日は一週間分の洗濯と掃除、衣類

の手入れなど目のまわる忙がしき。夕食は心をこめて料理をする。家族みんなの理解ある応援に、精一ぱいの感謝をこめて――。

——東洋レヨン株式会社(東京)
ホームヘルパー——

川上昌子

○月○日

昨日退院なさったという奥さんは、初産で骨盤が狭く帝王切開をなさったそうだが、とてもお元気な様子で先ず安心した。赤ちゃんは、こけし人形のような可愛い女の子。京都にちなんで京子ちゃん、名づけられた。

木造アパートの二階なので、洗濯機の排水には、長い長いゴムホースをつなぎ、下のマンホールに入れ蓋で固定して使う。が、道中が長いので他家のドアに押えられたり、ごみ箱にはさまったりする。ジャアジャア流しでゆすぎながら、うっかり外で干物などしていると水があふれるので油断ならない。干竿もいちいち二階の置場から、狭い廊下や階段を通って下に降ろす。これが、ギリギリ一ぱいのところで方向を変えるので、ガチャンと窓にぶつかりそうな予感がしておそるおそるで足がすくむ。

○月○日

今日はこの家が、アパートの掃除当番なので、便所や廊下を掃除した。この皆さんは、きちんと順番を守って責任を果たしておられるので、共同としては、行き届いていて気持ちがよく感心する。

洗濯場でおむつの下洗いをしているも、皆さんが何かと親切にしてくださる。これも、奥さんが日ごろから良いおつき合いをしておられるからであらうかと思われ、私も皆さんの親切がうれしかった。

奥さんのお乳は、乳首がへこんでいて赤ちゃんがいくら頑張ってもくわえられない。一時間くらい授乳しても、10ccも飲んでいないらしい。仕方がないので、しばらく母乳を哺乳瓶で飲ませておられるが、奥さんは休む暇もなく大変だ。何とか、マッサージして乳首を出して上げようと思うが、ガサガサに荒れた手では、万一傷でもつけたらと心配で、それもない。

帰り道、ふと見ると、ちょうど山に陽が入るところだった。真赤な夕陽のすそが山の頂にふれてから沈みきるまで五、六分だろうか。何もかも忘れて見つめながら歩いた。美しい雄大な眺めだった。京の街からわずか三〇分程の所で、こんな自然にふれることができるとは……。

○月○日

そろそろ赤ちゃんの沐浴も覚えたいと奥さんがいわれるので、今日は詳しく説明しながらお湯に入れた。だいたい顔にも

丸味が出て肉がついてきた。湯上がりの手当や着物きせは、奥さんにしてもらうことにしたが、天花粉を叩くだけで、もう汗をかき、「水をちょうだい」との騒ぎに大笑いした。「奥さんは、京子ちゃんママですよ」と元気づける。

頼んでおいた産婆さんが乳首を見に来てくれたが、「こんな形の乳は妊娠中にちゃんと手当しなくてはいけないのに……折があれば自分でつまみあげるようにして、乳首を出しなさい」と叱られてしまった。体重四・三kg。二週間目としては、まずまずだ。

○月○日

夜来の雨も洗濯の途中で止み、パアッと陽がさしてきたので、ピッチをあげて仕事をやる。たくさん洗濯物を、それぞれ所をさがして干しあげた時の気持ちよさ。しあわせって、こんなことじゃないかしらと感ずる。雨に洗われた間近の山が美しい。「山紫水明の都」というがほんとうに山が紫色に見えることを初めて知った。裏に続く畠越しに新鮮な空気を胸一ぱいに吸う。身も心もすがすがしく洗われるようで、指の先々にまで新しい力が満ちてくる。

先日つくったハンバーグが気に入られて、また作ってくださったとの注文。いつの間にか私の得意料理になってしまった。大体の予算だけをきめていただき、後は全部まかされているので、毎日の献立づくりがとても楽しんだ。あれもこれ

もと思うと、残りの日が短くさと思える。奥さんは、昨夜から調子が悪いとのこと心配だ。明日は日曜なので朝昼晩の食事準備はもうろんでできるだけのことをしておいた。

○月○日

昨日は日曜日。京子ちゃんが乳房からどうしても飲めずに、夜もすぐお腹をすかして泣くので、パパさんは睡眠不足が続き、日曜の家事手伝いどころか、ぐったりと一日中寝ておられたとか。いくら母乳が最上といっても、それでは皆が困るので、「思い切ってミルクを足しましょうよ」とおすすすめした。絞れば十分あるのだけれど、この場合は仕方ないだろう。

今日は二日分の洗濯物で、干場が足りずに取りかえ引きかえ干す。強風で竿が落ちたので、「雨無三」とかけつけたが、幸いおむつが有刺鉄線にからみ、端を少し汚しただけで助かる。大いに感謝してヒモでギリギリとしばったが、柱の方がギイギイとゆれて傾いてくるので、一吹きする度にハラハラしながら仕事をしていた。けれど風のおかげで、夕方には二の替りの分までみな乾き大助かりだった。

京子ちゃんは一見ないうちにもぐんと大きくなったようで、抱くと重みがちがって感じられる。とても可愛くなってきた。

○月○日

便所掃除をしていると、洗濯の奥さん

たちが、「ご苦労さまです」とねぎらってくださる。「銀行から来ておられるのですってね? いい制度ですね。うらやましいですわ」と口々にいわれる。私たちの仕事に認められることは、本当に嬉しい。そのうえ、「あなたのおかげで、ゴム手袋が大っぱらに使えて喜んでいいですよ。ずばらと思われないうかという遠慮から使えなかったけれど……」と小さな声で話される方もある。なるほど、私の洗濯姿とそのまま同じのビニール前掛、ゴム手袋の奥さんが、三人、四人とニコニコしておられる。「とんだトップモードでしたわ」と笑ったが、いい方たちばかりでとても和やかなアパートだ。奥さんの指がどうしても赤ちゃんの両耳に届かないので、おふろに入れる時危く洗えない。仕方なく脱いだ着物の上で石鹸をつけ、すっかり洗っておいて、さあとお湯の中で洗い流すようにしてもらった。これなら短時間でよいので、できそうだと大喜び。明日は一人でしてみると張切っておられる。

〇月〇日

いよいよ今日でこの家での仕事の日数が終わる。布団カバー等、大きな物も全部洗ってしまい、準備完了。

沐浴は奥さんが主役、私は完全な助手でまずまず成功。「これなら大丈夫ね」と奥さんはとても自信が付き、うれしそう。京子ちゃんも気持ちよさそうに口をつばめて手足を伸ばしていた。

「このごろ、主人は夕食がとても楽しみだ」と、さささと帰ってくるのよ。心のこもっているのがよく解る。いうんです。私は、時々面倒だとは思いますが、つい同じ物をくり返したりしていたんですもの。反省しちゃったわ」とおっしゃる奥さん。何て素直な方なんだろう。少しでもお役に立っと思えば心やすく、少々の疲れなんか忘れてしまう。おかげで楽しく働けたことを感謝する。明日は久しぶりの銀行出勤。長く離れていると、何だか皆から取り残されたような不安ともどかしさを感じる。十人全員がそろうなんてことはないけれど、一人でも顔を見て、お互いに「ご苦労さま」と言葉を交わすだけで心が落着く。

〇月〇日

今は申し込みが多いらしく、今日も三人出勤したが、それぞれ新しい派遣表を買ってちりぢりに別かれて働きに出かける。私はある団地。二年前、長男が生まれた時に伺った御家庭だった。

奥さんは二男出産後二〇日余り。膀胱炎から腎盂炎を併発して高熱にあえいでおられる。なるべく長男を離して、ゆっくり眠ってもらおうと思うが、なかなか思い通りにならない。赤ちゃんにママを取られたと思うのか、今までちゃんとできていたおしっこをはずしたり、ママでないとやだと泣いて困らせられる。沐浴の時、たらいのそばに乗出すようにしてじっと見ているお兄ちゃん。そのまじ

めな顔がとても可愛い。あの時のお子さんが……と思うと、何だかすぐたくなってくる。お湯の中では赤ちゃんが二年前のお兄ちゃんと同じように、足でとんとんと縁をけりながら大きくのびている。たくましい赤ちゃんだ。

帰り道、バス停で半年程前に、流産の産してしまわれたそう。お嬢ちゃんはずい分背が高くなっている。あの最後の日、五階から遊び場の所まで私を送ってくれたが、泣きだしそうにしてものもいえず、口をへの字にきゅーと結んで、にらみつけるようにして私の目を見ていたが、つないでいた手を振りほどくと、さよならもいわずに、かけ出した。二階三階と昇る姿が現われるたびに、いじらしくって涙がこみ上げて来たものだ。子供の気持ちが痛い程に解り、別れの時が辛くて、この区切られた仕事が終わらめし

いと思ったが、こうして見違えるほど元気になられた奥さんや、成長した子供さんに再会して「その折にはお世話になりました」と喜んでいただけると、嬉しく「ヘルパー万歳」と叫びたくなる。元気で働けるって素晴らしいことだ。御病気の奥さんに接していると、自他ともに、強く健康の重要なことを感じ、私自身健康で働けることによる喜びを感じる。

〇月〇日

昨夜から気げんが悪く泣き続けのお兄ちゃん何となく目をしょぼつかせ、時々くしゃみをする。はしかがはやっているらしいので要心してもらおう。今日は雨が降ったり止んだり、皆さんの一日だった。天気の良い日は、能率にもひびくので少々の晴間は目をつぶり、軒下干しのままにしようと思度も決心するのだが、陽がさすといつ外に出してしまう。そうして降ればまた中へ。これを繰り返して時間をつぶしてしまっ

た。最低だと思いが、なかなか三等ヘルパーを卒業できない。どうやら家の中も常態に片づき、赤ちゃんの昼寝の間にかけ足で買物へ。二、三分、持てるだけ買ってくる。バス道を曲るとおチビさんたちの二重唱が聞えてきた。目をさまして泣いていたらしい。早目に夕食を準備して食べさせた。

〇月〇日

昨夜から気げんが悪く泣き続けのお兄

昨日のおむつはアイロンで乾かしやと間に合やす。奥さんは、すっかり元気になられたが、お兄ちゃんのほうはやはりはいからしく顔に発疹してきた。これから当分は気げんも悪く、兄弟両方の調節が大仕事だろう。どうぞ疲れないように充分気をつけて話しておく。せっかくなじんだ坊やたちとも今日でお別れ。明日はまた、どこかで新しい仕事に私を待っている。バスの中から灯のついた窓、窓、窓、の団地を眺めながら、働くしあわせをしみじみと感じる。――三和銀行(大阪)ホームヘルパー――

私のしたいこと



—前列中央筆者—

私が目黒区商店街連合会協同組合

の指導厚生委員会の責任者という重職を受任してからすでに七年の永きに亘っている。と同時に組合として

集団求人事業にも又、七年という歴史を歩んできた。すなわち、集団求人事業が始まり、年少労働者の受入れを行なうに当たり、私の役職が一層重要性和責任を増してきたのである。

昭和三十一年頃から、様々な角度、種々の状況から年少労働者の実態を眺め、身をもって経験してきたのであるが、この二、三年来の状況ほど年少労働者にとって有利に迎えられた事はないであろう。と

* 年少労働者の心の支えに

鈴木 繁 夫

(東京都年少労働者福祉員)

ないであろう。と言うことは、とりもなおさず極度の求人難を反映しての待遇改善にともなう給与の引上げ、福利厚生面の充実、選職の自由が容易に与えられるようになったことである。

このような状況の下にあっても、やはり就職者の中には不平不満に小さな胸を痛めている子供があるであろう。このような問題を解決してこそ、明るい希望に胸を張り、日々の勤労に、生活にいそしみ、永年の勤続が望めるのではないだろうか。それは事業所にとって唯一の利益ともなるものである。

そこで今後の年少労働者対策としてこんな事を考える。

一、受入側事業所の整備

組合として集団求人事業を成功させるには、まず就職した従業員の永年定着を考えなければならぬのであるが、これには従業員自身の問題もあることながら、事業所側の受入

態勢が完備しているか、どうかということをも、大きな要因としてあげるべきであろう。

事業所内における問題も種々あるが、給与・昇給・賞与等は組合感情の問題は、規約とか、条文で処理出来るものではない。結局相互の深い認識と理解に基づくものである。特にこの問題で転職するケースが非常に多いのであるから、従って今年の目的は、先ず人間関係の融和をより指導する方針で進みたい。

二、年少労働者のよりよき相談相手に
組合では集団求人事業の開始以来、子供達の身近な相談相手として各商店会長にお願いしているが、やはり接しにく度の多い私共と相談に来る率が多い。

就職後三か月、半年、一か年と、各々期間によつての違った問題を持ち込まれる。苦情を訴える子供達の要求は、全面的に取り上げられないものがある。聞く私共が笑いをとら

えるのに苦勞するような小さな問題、又は常軌的にも理由として成り立たない問題等がある。しかし、それを一笑に付すことができないのである。何故なら子供としては精一杯の理由であるからだ。それを上手に本人の気持を傷けないように説得してゆき、話を上手に聞いてやらねばならない。剛・柔おりませながらの説得に苦情を訴えながら自分自身でその理由のおかしさに笑ってしまう子供もいた。それでも聞いてやることによって本人は自己満足するのであるから、何時いかなる場所でも、それに応じてやりたいと思う。

三、年少労働者の情操教育

年少労働者には、比較的勉強する時間がない。たとえば、あつても自分から進んでやろうと言う子は少ない。従つてある程度はこちらから仕向けてやらねばならない。最近悪書追放、年少者の不良化防止が叫ばれているが、それらの機会のない子供は必然的に悪の道にその歩を進める。

組合で行なっている商店青年学級も、今年はずっと向上したシステム・内容でやってゆきたい。商店に勤務する又は新たに就職した子供達にとって唯一の勉強の場であり、預け

福祉員として

の場なのであるから……。
 × × ×
 年少労働者の育成こそ、
 我々に課せられた義務と責
 任であることは勿論である
 が、しからば一人の力でど
 れ程の成果が期待できよう
 か。各事業所の深い認識と

勤労者自身の大きな自覚に、我々福
 祉員の努力の三本の矢がしっかり結
 び付いた時こそ、所期の目的が遂げ
 られ、微力な我々の努力に明るい花
 が咲き、実を結ぶ時である。

(目黒区商店街連合会協同組合指導厚
 生委員長)

私が山形県初の福

まず経営者自身の

近代化のために

荒井 信雄

(山形県年少労働者福祉員)

した対策のうち、県下に先がけ実行
 したもののだけでも、月二日の商店街
 の一斉休日の実施や、商店従業員グ
 ループの結成(会員約百名やまなみ
 の会)や、会議所と公民館の共同で
 年間を通じて行なう商店工場の主婦
 学級などがある。今では経営者も従
 業員も大きな功德として成果を上げ
 ている。こうした事例の蔭には福祉
 員の限らない熱意と努力が秘められ
 ているが、他方、これを積極的に団
 体の活動として推進した役員や、そ
 の企画を受入れ、理解と協力を惜し
 まなかった経営者の努力の賜でもあ
 る。

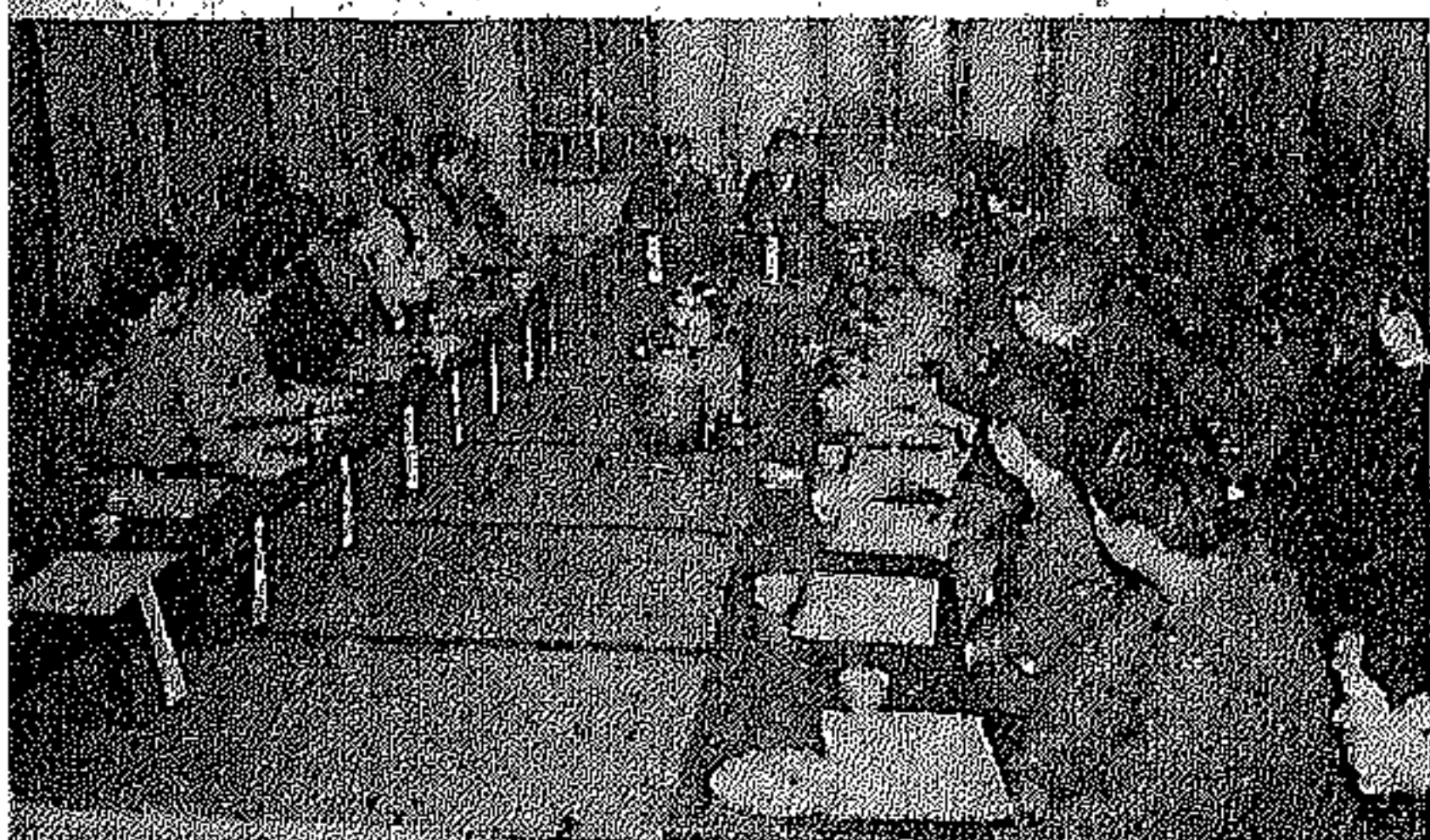
その経過を辿ってみても、商店街
 の一斉休日や閉店一つにしても、商
 店が休業することは慶弔や柵卸くら
 いのもので、山形の商業史初まって
 以来の試みだけに、売上げ減少の懸
 念や顧客の他店への流失などの心配
 で零細商店躊躇したが、全店にわ
 たるアンケートと、これに基づく休日
 の決定によって実施、その結果によ
 る改善で現在は休日の効用を経営者
 自体が体得、自主的に完全閉店週休
 する店が増えている。

一方、そこから従業員之余暇対策
 が考えられ、境遇を同じくする店員
 グループ作りも推進した。これも当

初は経営者の一部には労働組合的な
 ものではないかなどと憂慮された
 が、健全な育成と職業人としての必
 要な教養やレクリエーションを主体
 とした明確な運営者を通して周知、
 会議所・市教委・公民館の協力を得
 て結成、福祉員が相談役として常に
 協力し、月二回の教養とレクの集い
 をもち、今は各方面から社会教育団
 体として認識され、会員所属商店は
 福祉員の奔走で、経費援助体制もで
 き、暖かい環境で伸びのび活動して
 いる。会の中に野球・生花・合唱の
 三クラブもでき、公民館・学校など
 の公共施設の提供を受けている現況
 である。

経営者と共に主婦の教育からと言わ
 れているが、これら工場、商店の主
 婦を対象にした学級が月二回公民館
 と会議所主催で開かれ、時事・経済
 ・労務問題を研究し始めたことは、
 家庭に閉じこもりがちな主婦が一つ
 でも多く年少者の気持を理解し、協
 力を深めるようにという願いからで
 ある。今年で二年目だが、斯界の権
 威者と共に福祉員や会議所の指導員
 も講師として大きな成果を収めてい
 る。

これらのことは何れも一例にすぎ
 ないが、福祉員として今後なしとげ
 たいことは各団体に数多く配置され
 ている福祉員が相互連携をもち、体
 験や事例を交流し、地域の現況を反
 省し、改善策を見出し、私が実行
 したような身近な問題解決策を各団
 体・企業体で実施して頂くよう働き
 かけることであるが、第一点として
 企業別の健全なグループ作りを推進
 したい。仲間もない小さな職場で
 仕事に興味を湧かなかったが、会が
 でき、仕事に生活にハリがでたとい
 うことを異口同音に聞く。労働組合
 や政党・思想に利用されない健全な
 自主的な会を業種別、地域別に作り
 育てたい。そこから生まれる若人の
 勤労を尊ぶ心を育て、生活にハリと



——「やまなみの会」と消費者との懇談会——

夢をもたせてやりたい。

第二点は中小企業経営者自身の近代化である。いくら工場の設備や店舗構成が近代化されても、経営者自身は前向きでなければ新しい労働環境や人間関係が完成されない。従つて

働く年少者の保護地方大会を終えて

長野と福島から

長野県

金川 文子



—授賞式の状況—

働く年少者の保護大会は本年六月完成したばかりの県労働者福祉センターで十一月六日行なわれた。今年秋の訪れが早かったので寒さを心配していたが当日は絶好の日和、会場から眺める善光寺は紅葉の山々にとりかこまれ絵巻物のようであった。正午少しすぎた頃、事

業所の責任者につきそわれた年少者達が次々と揃って会場に集まってきた。

この大会は三年前から長野市商工会議所・長野青年会議所の主催でもたれてきた。それまでは関係機関共催であったのを、賛助団体の手で自主的にもたれ今日に及んでいるのである。大会の一部は「働く年少者の生活文授賞式」からはじまった。この日藤村の「夜明け前」で知られている木曾谷から三名の受賞者が先生につきそわれて参加した。県立木曾東高校上松分校では三四名の生徒の中から労働大臣賞・県知事賞・労働基準局長賞の三名をだしたのである。十三名の受賞者は定刻前に席に着き、午後一時の開会をまっていた。緊張している顔、顔、じっとみまもるひとみ、会場は若さがいつ

くしていききたい。以上大きな二つの柱を中心として政府の施策と相まって全国約二万名に近い福祉員が、今後条件や方法は別として、年少者の保護と福祉の増進に専念したならば必ずや近い将来、全国の中小企業に

ばいにあふれている中にも、ひきしまるような気分が授賞式のひとときであつた。そのあと中部電力会社の先輩のなじみ深いコーラスに耳をかたむけ、映画にと楽しい半日を過ごした。

長野県では働く年少者の数は昨年に比べて少し減ってきているが、この年少者のうち定時制通学者、職業訓練を受けている者、通信教育を受けている者、さらに青年学級・グループ活動等に参加している人、各種学校に通っている者合わせても半数には満たない。今年の保護運動をすすめるに当たり考えた事は、多くの年少労働者は余暇をどうすごしているだろうか。また余暇の生かし方を本当に解ってもらうためにどのような事が出来るであろうかということであった。

まず年少者の座談会から二、三ひろってみよう。十一月四日、商店に働く年少者の座談会では労働条件に対する不満というものは殆んどきかれなかった。この事は求人難の影響もあるが、初任給の引き上げ、労働時間の明確化、一斉閉店、週休の実施等によって年少者の働く条件が好転してきているものと受けとれ

も名実共に近代化された明るい環境が実現されるものと思う。

(米沢商工会議所事務局長)

た。しかし通勤距離が大きくなった事にもよるが平日では時間的余裕のないうる者が予想に反して多くあること、利用出来る施設がある事を知っていても興味をもたない者、よい施設を手近にもちながらも進んでその機会をもととする意欲の乏しい者、お金がなければ余暇は活用出来ないと考えている者、こうした年少者の声をききながら、明るくゆたかな余暇生活への進展のためにも、おとなの積極的な援助が必要なることを痛感した。

伊那市で開かれた電気精密機械関係で働いている年少者の集まりでは出席者の殆んどが定時制通学者であった。明るくはきはきした態度の中にも、今一番欲しいものは「時間」だといっていた。夜十時前後の帰宅、寝るのはいづも十二時すぎ、そして翌日は早くから仕事が始まっている現在の生活は、決して恵まれているとは言えないが、時間があつたら、クラブ活動をしたい、運動を、読書を、と目を輝やかせていた。苦勞を苦勞とも感じない力強さも感じるが、それだから現状のままではよいという事にはならない。事

業所と学校・家庭と三者の連絡がよくとれて、伊那地区の働きながら学んでいる年少者達は他地区の者より一歩すすんでいるかも知れないが、よりよい生活のために惜しみなき援助の手をと、こどもも強くもった。

須坂市で開かれた年少労働者福祉増進懇談会の席上一人の使用者は自分の会社の年少者の生活状況を調べたら、余りにも恵まれない環境の者が多いのに驚かされた。一人一人はその環境に負けまいと努力をしているが、自分から積極的に何かをやろうとする意欲に乏しい。そこで会社ではみんなで年少者に暖かく声をかけてやろうという事に力を入れている。また社会生活のルールを解らせる努力、お互いを守る努力をしているという発言をしていた。やり方の差こそあれ各職場共年少労働者の保護・福祉面には心をくだき、実践にすすんできている事は確かである。実は例年のことながら、こうした運動がどうしても行き届かないところがある。中小企業の中でも特に小さいところがそれである。心残りを感ぜながらどうしようもないままに過ぎてきた点もあった。

ところが今年はどうしたところで年少労働者福祉員が軸になって積極的な動きを示しているのが目立った。使用者を集めて労務管理研究会を開いているところや、理容業では主婦を対象に講座を開いた。佐久市でも商店主婦を対象に研究会

をもった。また年少者の要望を反映して、公共施設を開放してもらう事に骨折った福祉員、地味な歩みではあるが、各地区で実践に努力された点をあげたい。中小企業団体では年少労働者福祉員が保護運動の推進力になった点は本年の特筆すべき動きである。本県のような広い地域では県内の年少者を一堂に集める事は非常に無理が伴う。そうした点から保

福島県

真赤に突ったリングが手をふれると、こぼれるようにおちてくる。プラタナスの街路樹にも濃い秋の色が見えてきた。明るく、正しく、強く生きようとして、工場や店を支える若者達の中にひそんでいる問題が声となり文字となって、泉のように溢れ出るひびきを感じながら、第

護運動は各地区各職場で自主活動に期待をかける面が大きい。本年はそうした点で、その方向がはっきり打ち出されて来っていた。度重ねたこの運動が漸く根づいてきたとも受けとれる。ただこうした多くの人の努力が、年少労働者の希望のある生活につながって、実を結ぶようすすめていかなければと、切に考えるのである。(長野婦人少年室長)

朽葉繁子

——受賞の生活文を朗読する新内君——

十七回働く年少者の保護運動を迎えた。この運動の行事の一つとして、第二回福島県労働福祉増進大会が十一月二日、福島県農協会館ホールで、福島県・福島労働基準局・福島婦人少年室の主催で行なわれた。労働省から佐藤労働政務長・年少労働課井上事務官が出席され、労使関係者等九〇〇名の参集を得て幕を開けた。大会は、第一部を労働大臣賞の伝達と地方賞の授賞式、第二部を「働く年少者の生活文受賞者をかこんでの座談会」とし、第三部は「アトラクションでくつろぐ」という趣向であった。

冬の気配が丁度早く感じられる東北であるが、その日は一点の曇もなく、青く高く晴れわたる、小春日和の気持良さを覚えた。会場には定刻よりずいぶん前に出席の方々が姿をあらわし、日頃の労働から離れてくつろいだたのしげな様子をみせていた。大勢の主権者や、協賛者の方々の会場準備活動の姿に、心あたたまる思いをしていた私に、「婦人少年室の方ですか。今日は喜んで来ました」と声をかけられた時は、全く感激して、今さらのように責任の重さを感じた。

受賞式で、働く年少者の受賞作品披露の時、労働大臣賞の新内正直君が「ぼくの新聞配達」の文を元氣いっぱい朗読した。「配達」の途上、大きな犬がねそべっているの、おそろしくて通れないが、大人の人達もじゃまだと言いながらのけようとはしない。ご苦労さんの一声にはすっかり元気をとりもどして、自転車のペダルをふむ足もかるい。」と、大人の理解と協力を促している。新内君は母子家庭で、母を助け真面目に働いている少年であるが、そのけなげな生活態度に、感動に満ちた盛んな拍手が場内からおこられた。座談会は、労働大臣賞の三名、それに知事賞外の受賞者十八名と、使用者・関係機関・団体の方々とのにぎやかな話し合いになった。「余暇の活用」について年少者から、働く時間が長いので疲れて何もしないで休養する、有給休暇が希望するときにとれない、スポーツや登山をする、料理・和洋裁・生花・読書をする、何もしないで町をブラブラ歩く等、活用の仕方について発言があり、それに対し



働く年少者と使用者への助言

職場生活と余暇生活について

東京協助員会

東京婦人少年室協助員の組織する、東京協助員会（会長中島英）では、第十七回働く年少者の保護運動の一環として、室の業務活動に協助するため、昭和三十八年十月二十四日総会において「働く年少者のあり

て使用者から、年少者の福祉増進についてもっと積極的に熱意をもってあたり、その夢を一つでも多くかなえるように、努力したいとのべられた。

第三部のアトラクションでコロムビア専属歌手が東北民謡の数々を歌い、などやかな雰囲気の中に会を終了した。

続いて十一日には喜多方地区年少労働者福祉員連絡協議会を開催し、去る一日労働大臣賞を受賞された同地区矢部福祉員から表彰式と研究発表討論会の模様を報告されたのち、この地区の問題と今後の活動につき活発に協議が行なわれ、週休制・余暇の善用指導・施設問題につき意見交換があり、来年度の年少労働者の中

心に行なうスポーツ大会の予定計画が立てられた。熱心に研究討議がつづけられ、今後の活動に大きな期待がかけられた。

会津若松地区では、昨年労働大臣賞を受賞された福祉員が積極的に活動され、今回も地区福祉員連絡協議会の開催とこの会が中心となって第二回「働く若い人の集い」が開かれた。野口英世先生の銅像のある市公民館ホールで、二〇〇名余が出席して午後六時から始められた。主催者や婦人少年室長の挨拶のあと、映画「若い川の流れ」を観賞し、年少者たちはたのしいひとときを過ごした。

その外石城地区では福祉員・協助員・使用者・関係者の方々と働く年少者慰安

会が行なわれ、さわやかな秋の日曜にバスの五台をつらね、三三〇名が参加し、夏井川の紅葉見物があった。磐梯耶馬溪の称のある名勝の地で、夏井川渓谷を散策し、たのしく懇談した。はじめての催しでもあり、大喜びであったので、今後毎年、使用者が自主的に実施することになった。なお、同市の商店連合会では、日光に秋季店員慰安旅行を行ない、福祉員も積極的に参加したが、定例的行事で従業員の最も期待していた行事であった。

平地区で一〇名の出席で新聞配達少年表彰式が平市長はじめ協助員外の方々の御協力で盛大に行なわれ、白河地区でも、「働く少年のつどい」で表彰や映画

の会が開かれた。また働く青少年グループの会が自主的に福島市で催され、プ交歓体育祭が自主的に福島市で催され、当室並びに福島市青少年協、市教育委員会等の後援でタケノコ会、みどりの会、青年学級会、石ころ会、あかしの会等が参加し、若人らしく元気にソフトボール大会を楽しみ、分科会では各サークル活動の発展のための協力策を話し合った。

こうして県下各地でくりひろげられた数々の行事に寄せられた積極的な大人たちの援助活動が、再びかえることのない働く年少者の若い日々、明るくゆたかな余暇生活を生み、明日の日本に希望の光がさすように思われた。

（福島婦人少年室長）

方」を主題に研究討議を行なった。

あらかじめ、この問題に対する意見を寄せたもの二十一名、当日出席のもの二十五名の意見を職場と余暇生活との二面からみてとりまとめ、これを使用者と年少者への助言とするものである。

一、職場生活について

使用者へ

（一）人手不足になることをおそれ、心ならずも年少者に対する職場の軋を怠っている傾きが一般にあり、特に中小企業に多いが、技能教育はもろろん職業教育は積極的に行なうべきである。

（二）あやまちをしかる場合は、叱責に値するかどうかを考え、誤りの結果がいかに重大であるかを認識させ、十分反省させることが大切である。

（三）交替制による労働が企業に必要なとてくると、寄宿舎設備が必要になるが、現代の年少者に対しては、旧来の管理方法では適当でないことが紡績会社等を視察した結果判明した。科学的手法をとり入れなければならない。

（四）長時間残業等は避け、安全衛生管理に配慮すべきである。

（五）職場の近代化を図り、年少者の受入れ体制を改めなければならない。

以上要するに使用者や職場の管理者は年少者を健全な社会人として、また職業人として育成するための「社会的責任」を負っていることを改めて認識すべきである。

例

（一）二年間の養成工教育として、最低六か月間は「教育センター」で完全隔離教育・学科・実技指導を行なっている。

（二）父兄会を定期的に開催しており、父兄に職場状況をみてもらうと共に担当指導員と父兄との個人面談で種々連絡している。

（三）ホームルームを週一回一時間ずつ学年別に設け、自由討議による年少者の自主制の涵養を図っている。

（四）講演会を開催し、青年としてのあり方、人生に対する考え方等について教

育している。

(四) 日記を新入社員(中卒)につけさせ、上司がそれを読みながら機会教育を兼ねて指導を進めている。

働く年少者へ

(一) 自分の人生目的として自分の職場に生き抜くことを期さなければならぬ
(二) 年少者は、自から伸びんとする意欲が急なあまり現在に堪えきれない者、学歴のひけ目を感じ将来を絶望する者、悪い友人に誘われた等の理由により落伍する危険がままあることに注意し、自分のよき将来をつくるために強固な意思をもって努力しなければならない。

それがためには、

- ① 働くことに意欲をもつこと
- ② 健康で働くことをよるとび感謝する
- ③ 進んで仕事をしようという積極性を養うこと
- ④ いつの時代にも社会の荒波はよせてくるものであることを知り、辛抱強くする
- ⑤ 善意を貰く勇氣と希望をもつこと

ということであり、年少者の時代が人生で最も大切な期間であることを自覚し、留意すべきである。

二、余暇生活について

使用者へ

(一) 体育・娯楽設備をできる限り整える

べきである。余り電車賃や時間のかからない場所、少なくとも各区に一か所は必要である。

(二) 集団就職者のための共同宿舎を建設するよう努力した方がよい。

(三) 俗悪な出版物・映画等を排除し、いい読物を提供しよう心がけるべきである。

(四) 長期生活設計方法等を指導すべきである。

(五) 趣味・特殊技能を身につけるよう指導すべきである。

(六) いいグループをつくるよう指導すべきである。

(七) 夜間講座・青年学級・青少年の家等々自己修養の機会を与えるべきである。

以上要するに働く年少者の余暇生活を放任することなく、積極的により環境づくりへの機会をよく理解させ、配慮し、実践しなければならない。

余暇生活に対する二、三の実例

(一) 養成工のみの行楽を年二回指導員付添いで実施する。

(二) 毎秋、鎌倉の寺院に一泊二日で見物を兼ねた修養会を行なっている。

(三) 三鷹管内に千名の年少者がいるので年少者の夕を企画したが開催時間等実施についていろいろ問題があり、なお検討中である。

(四) 住込従業員を集め、小さな夜の図書室を設けることにより、いいグループが出来、貯金や勉強その他健全な自主

性が涵養されている。

働く年少者へ

(一) 年少時代の余暇の使い方如何によって将来の人生がきまるので、自己修養に意を用いるべきである。

(二) 年少者の「やれること」「できること」「望めること」の限界はあきらかに存在しているが、反省しつつ運命を自分自身の努力でつくり上げて行かねばならぬ。

以上要するに働く年少者は

- ① 収入を計画的に使うための生活技術を身につけること。
- ② 人間形成への段階の場として社会や職場の人々に正しい判断の目を向けるようにつとめること。
- ③ 明日への活動に備え、今日の仕事を終えた後は、休息を十分に取る。

このような心がけのもとに健全な職業人として、わが国産業の重要な担い手であることを深く認識すべきである。

(東京都協働員会広報部長 師 勝 夫)

新春の御祝詞を

申しあげます

本年も一層の御指導と御援助をお願い申し上げます。

昭和三十九年一月

婦人少年協会

会長 平林たい子
事務局長 西垣 実
編集長 熱田優子
庶務部長 石田 茂

謹賀新年

一九六四年一月

婦人少年協会東京支部

(東京婦人少年室内)

支部長 山中 策雄
副支部長 三浦万亀男
後藤安太郎
重森員夫
弘重もみ
事務局長 竹内孝子



農家婦人の生活と意識

調査結果から

(資) (料) (室)

婦人少年局では激しく移り変わる農村

社会での、農家の婦人の生活と考えを知るため、昭和三十六年末、全国的に調査を行なったが、その結果の概要をここに記します。

調査についての概要

一、調査目的

農家婦人は、生産者、家政の担当者として、今日の農村社会を支える大きな役割を持ってきたが、近時とくに農業基本法の制定、人口流出、構造変化、家庭生活の改善等、変動の著しいとみられる現在の農村社会で、農家婦人の地位を高め福祉を増進するには、新たな視点に立つて問題の所在を追求することが必要と考えられる。従ってこの調査は農家婦人の生活と農業経営における労働実態とを明らかにするとともに、農家婦人がこ

うした変動を如何に受けとめているかをあわせて知り、今後の農村婦人問題のおもむくところをは握し、行政上の参考に資することを目的とする。

二、調査地域

東京、大阪、北海道を除く全府県の農村(15歳以上男子就業者の60%以上が農業従事者である町村)

三、調査対象者

農家主婦 一、〇〇〇名

回収数 九〇五名

四、抽出方法

(1) 調査地点の抽出

調査地点は、調査地域をセブブロックに分け、昭和三〇年国勢調査結果に基づき各ブロックの農業従事者数に比例して五〇地点を選んだ。

(2) 調査対象者の抽出

調査地点の農家台帳から次の条件のすべてに該当する婦人を一地点二〇人ずつ等間隔サンプリングによって抽出した。

(1) 満二〇歳以上六〇歳未満の婦人

(2) 農家台帳に世帯責任者の妻として記載されているもの

(3) 自家農業に従事しているもの

(4) 調査時期及び調査方法

昭和三十六年十一月、十二月にわたり、

各府県婦人少年室職員または、室長の委託する調査員の訪問、面接聴取による。

調査結果

一、調査対象農家の家族及び農業経営状況

1. 家族数、家族形態

対象農家の八割は四、八人の家族員数で、中位は六人である。夫婦または夫婦と子どものみで成る基本世帯の割合は四〇%、親、兄弟、孫等他の家族を含む複合世帯は六〇%である。調査地点をかなり高度の農村にしばったため、国勢調査による郡部平均(昭和三五年)と比べ、やや大家族の傾向をもつ。

2. 農業の主、兼別

対象世帯はいずれも農家台帳に記載されている農家であるが、その生活の農業への依存度によって、農業を主とするものと、ある程度の兼業を行なうものに分けてみると、約四割は主農、約六割は兼農で、主農のうち約二割(全体の約一割)は、ほとんど専業とみられ、残り約四分が農業中心型の農家である。また兼農のうち、約四割は農業と兼業の併存型であり、残り六割は兼業中心型の農家である。

3. 経営形態

対象農家を主な農作物別に分類すると、田作三三%、田畑作三五%が最も多く、畑作九%、養蚕四%がこれに次ぐ。

少数の農家が果樹、野菜、酪農等を主に経営している。主農、兼農別には、主農では多角的経営をするものが兼農に比べやや高率であり、兼農では田作、畑作型の農家がやや多くみられる。

4. 経営耕地規模

経営耕地は約半数が一町未満。最も多いのは〇・五町～一町の三〇%、次いで一町～一・五町の二二%が中位階級となっている。〇・五町未満は一六%、二町以上は一五%。対象農家の耕地規模は農業調査(昭和三六年)による全国平均をかなり上回っている。

5. 世帯責任者の専・兼業

農業を専業としている農家が八五%、何らかの兼業を主な職業としている家が一四%で、この調査の対象農家では世帯責任者である男子の大部分が自家農業に専従している。

兼業の内訳は、職員、常勤的労働者(いわゆる雇用者でおおむね安定した兼業とみられる)が半分を占め、次いで自営業主、職人五%、非常勤的労働者(日雇、人夫など一応不安定な兼業とみられる)が二%となっている。

6. 農業従事者数

一家のうち専従、補助を含めて農業労働に従事する家族の人数は平均では二人が最も多く農家の三八%を占め、次いで三人二七%、四人二二%、五人以上一

で、一人というのは少ない。

7. 他出家族

家族のうち、就職、就学等のために家を離れて他所で生活しているもののある農家は三〇%あり、その多くは一人または二人である。他出家族の九四%までは就職者で、就学者は六%である。就職者のうち男子は六四%、女子は三六%、就学者のうち男子は六二%、女子は三八%となっている。他出就職者について、出先の産業、職業をみると、男女とも第二次産業、次いで第三次産業が目立って多いが、女子では個人の家庭や第一次産業に入ったものも若干みられる。

8. 労働力充足状況

ふだん今の働き手で十分まにあっている農家は二六%、どうにかやっている四九%、足りないというもの二三%で、約四分の農家が平常の労働力に不足を感じている。一般に耕地規模の大きいほど手足を感じているものが多い。ふだんの働き手のほかに臨時に人を頼むことのある農家は六二%だが、そのうちすぐにまにあわず困るという農家が約半分ある。

9. 共同作業実行状況

平常の農作業を何軒かが共同で行なっている農家は全体の九%に過ぎない。しかし繁忙期には共同作業をする農家が三三%あり、全く共同作業をしない農家が五六%となっている。

二、調査対象者の特性

1. 年齢

調査対象者である主婦の年齢は、二〇代は八%で、大部分は三〇歳以上である。その年齢分布を、昭和三五年度勢調査による郡部の女子人口分布と比べると、二〇代が著しく少なく、五〇代、四〇代の方にはかなり大きく片寄っている。

これは調査対象者を世帯責任者の妻としたためで、対象農家では親夫婦が世帯責任者であり、また主婦の立場にある場合が多いことを示すといえよう。

家族形態と関連してみると、二〇代、三〇代では複合家族が多く、四〇代では基本家族がやや多くなるが、五〇代では再び複合家族が多くなっている。

2. 学歴

対象者の学歴は年齢が高い関係もあって、大部分が小学校または高等小学校卒業となっている。

3. 主婦か否か

調査対象者は世帯責任者の妻であるから、実質上一家の主婦であるはずだが、本人自身が主婦ではないと答えたものが一〇%あり、実質上の主婦が主婦としての実権を持っていない場合がみられる。

これを婚姻継続年数別にみると、夫が世帯責任である場合、結婚後五年未満で約七割の妻が実権を持つ主婦となっており、その後年とともに主婦となるものが増加し、結婚後二五―三〇年ではほとんどが主婦となり、三〇年以上になると、ほぼほぼ嫁、娘に主婦の座をゆずるものが出てくる。

三、主婦と農業

1. 主婦の農業従事状況

調査対象となった主婦は、いずれも自家農業に従事しているものの中から抽出したので、当然全部が実際に農作業を行なっているが、従事の程度をみると、自家農業の主要な仕事となる働き手（常時自家農業の主要な仕事に欠くことのできない）が、残りの半は補助的な働き手となっている。主農では主となる働き手が主婦である場合が六四%であるのに対して、兼農では七八%と高率である。二〇歳代三〇歳代の主婦では約八割が主となる働き手だが、五〇歳代になると約五割になり補助に回るものが増加して、農業従事の一方に副業（炭焼き、籠あみ業）をしているものが一割弱みられた。

2. 農作業の種類

田作、畑作、野菜作、果樹作、養蚕、酪農、養鶏の七部門について、各部門ごとの一貫作業を二三四の作業に分類して主婦の従事状況をみると、二三四の作業中、従事するものの最も多い稲刈りから、最も少ない牛乳運搬の際の牛馬の装備作業に至るまで、婦人の従事していない作業は一つもなかった。

対象農家は田作を行なうものが多いので、田作系統の作業は全般的に主婦の従事率が高いが、なかでも一定期間中に大量の人力作業を要する稲刈り（対象者の七五%が従事）、田植（六九%）をはじめ

め田草とり（六九%）、苗取り（六八%）、脱穀（五五%）には対象者の大半が従事しており、このほか稲の運搬と乾燥、稲こき、稲乾燥、畦畔草とり、苗代づくり、切、苗運搬、初摺、中耕、元肥、追肥、麦まき、麦こき、麦踏も高率で三―五割が従事している。本田耕起、本田代かき等の重作業や、灌排水、その他の管理作業にも一五―二〇%程度が従事しており、田作関係では最も従事の少ない本田整地、定植、先切り、俵装等にも五%以上が従事している。

主農と兼農の主婦の従事作業を比べてみると、全般的な傾向はにているが、主農の主婦が稲刈り、苗とり、田植、脱穀、稲こき、麦こき等、特定のまとまった作業に集中する程度が高いのに対して、兼農主婦はこれらの作業ではやや従事率が低い。そのかわりに灌排水、選種、浸種、元肥、追肥、運搬、その他の管理作業等の従事率で主農を上回り、一般に多種の作業にわたって従事する傾向が強いことを示している。

畑仕事にも多くの主婦が従事しているが、従事率の高い作業は中耕除草（五四%）、播種（五二%）、をはじめ刈取り、植付け、間引き、収穫、施肥等に四割余が従事している。兼農主婦は主農に比べ、整地や運搬、選種消毒、薬剤散布、施肥等の作業がやや高率である。果樹作、養蚕、酪農、養鶏は、経営する農家が少ないので対象者の従事率も当然低率

動力耕耘機	0.8%	
“ 噴霧機	2.1	
“ 散粉機	3.0	
“ 脱穀機	7.3	
“ 初摺・麦摺機	1.4	
精米・精麦機	2.5	
動力カッター	3.2	
オート三輪車	—	
畜力 人力 作業機	碎土機	1.5
	カルチベータ	1.8
	足踏脱穀機	10.7
	牛馬車	1.5
	荷車・リヤカ	25.6
乾燥機	0.8	

田 作	
田草とり	50%
田植	48
稲運搬	26
本田耕起	26
稲刈り	22
畦塗り	21
麦こき	19
脱穀	16
本田整地	13
苗とり	10
畑 作	
整地	22%
拔取り (ラミー)	20
運搬	15
果樹作	
苗床	18
整地	16
薬剤散布	10
養 蚕	
催青	51
給桑	12
採桑	11

ようで、全般に使用率がかなり低くあら
われている。しかしたとえば動力耕耘機
や動力噴霧機、散粉機についてみても、
これらの農機を使用する婦人が一〇三
程度にとどまっていることは、田作だけ
でも本田耕起、薬剤散布に従事する婦人
がそれぞれ二割近くあることを考えあわ
せるなら、婦人の農機使用率はあまり高
くないことがうかがわれよう。

4. つらい作業……

対象者の従事する農作業中、最もつら
いと思う作業を三つあげてもらったが、
その答の頻度は田作系統の作業に高く、
酪農・養鶏にはほとんどなかった。各作
業の従事者中、つらいと答えたものの割
合の高かった作業は次のとおりで、大体
繁忙時の集中密度の高い作業、水田中の
不快感を伴う作業、重作業に属するもの
があげられているが、とくに田草とり、
田植が目立って高率である。

これを一〇年前の最もつらかった作業
と比べると、(一〇年前に農作業をして
いなかったものもあるので直接比較はで

農作業時間

8時間以上 12時間以上

睡眠時間

6時間未満

The figure consists of six pie charts arranged in a 2x3 grid. The top row is titled '農作業時間' (Agricultural Working Hours) and the bottom row is titled '睡眠時間' (Sleeping Time). The columns represent two groups of farmers: '8時間以上' (8 hours or more) and '12時間以上' (12 hours or more) for working hours, and '6時間未満' (less than 6 hours) for sleeping time. Each chart shows the percentage of farmers in that category for each group.

Category	Group 1 (8h+ / <6h)	Group 2 (12h+ / <6h)
農作業時間 8時間以上	70%	3%
農作業時間 12時間以上	96%	58%
睡眠時間 6時間未満	1%	36%

対象者のはほとんどは季節によって農作業の時間に長短があるが、ごく普通の時の一日の農作業時間は、八時間以上働くものが多く七〇%を占めている（主農七五%、兼農五五%）。最も多いのは八一〇時間程度で四八%、一〇時間以上は二二%、一二時間以上働くものも少数（二%）ある。最も長く働く時期としては六月をあげるものが圧倒的に多く、ついで五月または七月となっているが、これらの繁忙時の農作業時間は普通時より著しく長くなり、九割が一〇時間以上、一二時間以上働くものが過半数に及ぶ。

主農と兼農の主婦ではかなりの差がみられ、普通時、繁忙時とも主農のほうが長く働くものが多い。しかし兼農では普通時に長時間働くものの割合は主農の場合と大差ないのに対し、六時間未満の短時間のものの割合は主農よりもずっと多く、兼農主婦の農作業時間は、農家の条件によって相当異なり、長時間のものから短時間のものまで幅広く分散していることが示されている。

・ 回答者（一〇年前に農作業をしていたもののみ回答）の大部が作業面でも、時間的にも楽になったと答えている。作業面では楽になったと思うものが八六%、変わらない一一%、苦しくなった三%に對し、時間的には楽になったと思うもの

七〇%、変わらない二四%、かえって余
裕がなくなった六%で、時間的によりも
むしろ作業面で楽になったと感ずるもの
が多くなっている。

7. 産前産後の休業

対象者の出産経験のうち、調査日にも
っとも近い出産について、産前産後にど
の程度農作業を休んだかをみると、産前
には出産前日まで農作業をしたものが多
く対象者の六九%をしめ、何日か休んだ
ものは二二%である。産後は三〇日以上
農作業を休んだものの六二%で最も多く、
次いで二〇～三〇日二〇%、一〇～二〇
日七%、一〇日未満五%となっている。
また産後とこについていた日数をみると、
二〇日以上一七%、一〇～二〇日三
三%、一〇日未満四五%で最も多くなっ
ている。

婦人少年局が昭和二五年に行なった農
村婦人実態調査によってみると、(抽出
方法が異なるので厳密に比較することは
できないが)、産前、農作業を出産前日
までしたものの八六%、何日か休んだもの
一三%、産後は三〇日以上休んだもの四
一%、三〇日未満五四%となっているの
で、昭和二五年からみると産前産後とも
休業をとるものが増加していることがわ
かる。

8. 経営参加状況

作付計画、種苗、肥料、機材等の購
入、生産物の販売等、農業経営のやり方
について、夫(または主)として経営をやる

人から相談をうける、あるいは主婦
自身が主になってやるものの状態をみる
と、大多数のものが一応何かの面で夫な
どから相談を受けており、自分が主にな
ってやるものも若干みられる。

たとえば作付計画についてみると、

相談をうけるもの	七二% 主農兼農	七六% 主農	五三% 兼農
自分が主にな ってやるもの	一三% 主農兼農	三三% 主農	三六% 兼農
生産物の販売についてみると	六二% 主農兼農	六六% 主農	四四% 兼農
相談を続けるもの	一〇% 主農兼農	五五% 主農	二五% 兼農

となっており、その他種苗、肥料、機材
の購入等について相談をうけるものの割
合はやや低くなるが、過半数が相談をう
け、一割弱が自分でやっている。

兼農の主婦は主農に比べて自分が主に
なっているものがはるかに多くなってい
る。

9. 農業知識の習得等について

農業技術や経営に関する講習会等に出
席したことのあるものは対象者の二%で、
大部分はたまに出る程度である。

また主婦が農業技術や経営についての
知識を、おもにどこから得るかをみると、
と、家のものに聞く(四八%)、他人か
ら聞く(三三%)が多いが、会合などで
得る、本で得るものもそれぞれ二三%、
一四%いる。経験にたよると答えたもの
は二〇%である。

農業基本法についての関心をみると、

農業基本法の名前を知っているものは約半数
で、兼農よりも主農の主婦のほうが多
い。名前だけでなく、多少でもその内容
について知っているものは一四%にすぎ
ない。

10. 将来への意向

対象主婦が、自分の生活として今後も
農家として続けてやっていきたいかどう
かをみると、全体の七三%、主農の七八%
兼農の五七%が続けたいと答えている。
そう思わないとはっきり答えたものは一
〇%あり、主農(七%)よりも兼農(二
一%)に多い。残りの一七%はなりゆき
にまかせるといふものである。

さらに対象者の子どもについては、子
どものうち少なくとも一人はあとつぎと
して農業を続けてほしいかという質問に
対しては、全体の六三%、主農の七二%
兼農の三四%がやってもらいたいと答え
ている。そう思わないと答えたものは一
二%で、主農(六%)よりも兼農(三二
%)が目立って多い。残り二五%は子ど
もの意志にまかせると答えている。

これで見ると、本調査の調査地点は「農
村」地帯にしばってあるので、全体として
は農業継続の意向を持つものが当然大多
数をしめているが、継続を希望しないも
のも主農に一割弱、兼農には相当数みら
れる。主農と兼農ではかなりはっきりし
た差が認められ、主農では自分の代はも
ちろん、子どもの代にも——子どもの意
志にまかせるといふものがいくらかみえ

てはいるが——依然七割余が農業継続を
希望しているのに対して、兼農では自分
の代はともかく、子どもにも農業継続を
希望するものは一%程度で、かえって子ど
もに農業継続を希望しないものが半とな
っている。

四、家庭生活

1. 家庭管理

先ず家庭管理の面で、主婦が家計管理
や仕事の配分などの程度インシァティヴ
をとっているか、村の集会等への参加等
の状況をみると、次の

第3表 家庭管理に妻が関与する割合

	妻	夫
家計管理	50%	53%
仕事の配分	28	80
村の集会への出席	28	81
その他の村の集会への出席	35	82

とおりで、家計管理の主体となっ
ている妻は約半分、仕
事の配分の責任をもつ

ものは約三割、村の集会、つきあい等に出
席するものは三割前後となっている。前
記昭和二五年の調査結果では、これらの
仕事についての妻の関与はいずれも一〇
%未満であるのと比べると、農家におけ
る婦人の地位や役割りには大きな進歩が
みられる。

2. 家事

食事の仕度、あと片付け、屋内掃除、
洗濯、ぬいもの、買物については対象主
婦の八割以上が自分でしているほか、家
事の大半は主婦自身が負担している。最

も負担の程度の低い仕事は、まき割り（一七％）、たき割り（三七％）である。夫はあまり家事は行なっておらず、夫の仕事としてはまき割り（五三％）、たき割り（三八％）、屋外掃除（二一％）が多い。その他家事の種類によっては、娘、しゅうとめ、息子が分担している場合も一、二割程度みられる。

農作業との関連で、一日のうちに必ずする家事を農繁期にはしないことがあるものは、対象者の三割で、大体は農繁期にも何とかやっているものが多い。農繁期に省かれる家事の種類は食関係では食器戸棚の清掃、台所の整理整頓、漬物をつける等の仕事で、二割程度、住関係では屋外掃除、いけ花等の室内装飾、神棚仏壇の掃除等（各二割）が省かれる傾向にある。衣関係では二割以上の主婦がふとん干し、つくりもの、下着や小物の洗濯、アイロンかけ、靴みがき等をいずれも省いており、その他、買物や子どもの勉強をみることを省くものが比較的多い。炊事、火の始末、風呂などの家事は性質上省かれることが少ない。

3. 生活改善

かまど、流し、風呂、台所全体等について、生活改善を実行したところのあるものは四七％（主農五〇％、兼農三二％）で、世帯収入の多い農家のほうに多くみられる（世帯収入三〇万円未満四〇％、一〇〇万円以上六五％）。家事は一〇年前と比べて楽になったと大部分のものが思

っている（たいへん楽になった四〇％、少しは楽になった四六％、変わらない一〇％、かえって大変になった四％）。これを生生活改善の実行有無別にみると、実行者では大変楽になった（五五％）、非実行者では少しは楽になった（五三％）と考えるものが多く、変わらないという答えは非実行者一五％、実行者四％である。

4. 家事の共同化

家事を楽にするための方法として共同炊事のように共同化によって楽にする方法と、あくまでも個人的に改善合理化を行なう方法と、どちらが良いと思うかという問に対して、個人的にやるのがよいと考えるものが七四％で多数を占め、共同でやるのがよい一七％、両方やるのがよい七％をあわせ、共同化に賛成しているものは二四％程度である。

一方実際に部落で、または近隣と一緒に共同炊事を行なったところのあるものは少なく三％にすぎない。しかし共同炊事を行なったところのある少数者の中では、やって良かったと感じているものが、余を占めている。良くなかったという、弱の人々の理由は、運搬が遠い、二重手間になる等、方法の点で問題があるようにみえる。

5. 農休日

農休日のあるものは四一％だが、月の回数は一回または二回が多い。このうち農休日に休まないものが約一、作業を休むものは、家事や漬物にあてている

ものが多い。

6. 睡眠時間

主婦の睡眠時間は普通時には八時間以上もの六三％、六、八時間三七％、六時間未満一％であるが、最も忙しい時には相当にきりつめられ、八時間以上六％、六、八時間五八％、四、六時間三四％となり、四時間未満のものも二％ある。主農・兼農別では、普通時には兼農のほうが睡眠時間が短いものが多いが、繁忙時には主農の主婦に睡眠時間の短いものが多い。

7. 自由時間

一日のうち家事作業を除き、主婦が自由に使える自由時間の有無をみると、有るもの七四％、無いもの二六％となっている。主農・兼農別では兼農に、年齢別では年輩層のほうに幾分有るものが多い。有るものでは一、三時間が大半を占め、兼農のほうに時間の長いものが多い。自由時間におもにするものは新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の見聞きが多く、それぞれ主婦の三割前後、次いで休息二〇％、読書一六％となっている。自由時間の無い人の多くは自由時間をほしと思うっており、特に若い層に自由時間への熱望が強くあらわれている。

（38ページより続く）

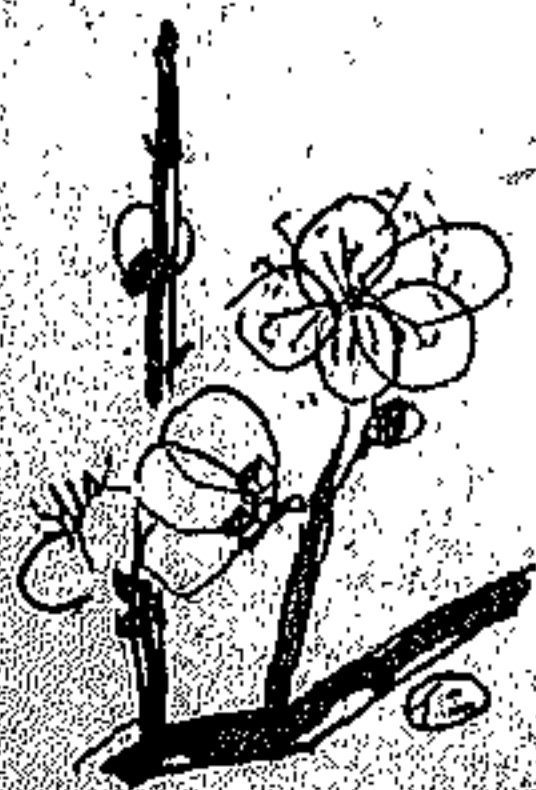
月未満で流産（人工も）した場合、七日間を限度として医師のみとめる期間、有給で特別休暇としてしています。その他、全専売でも、流産・早産・死産・妊娠中絶等については、「出産のための欠勤に關する覚書」により既得権が得られています。

この外、全損保では昨年（一九六三年）、必要日数が有給の生理休暇、産前産後各八週間の出産休暇、医師のみとめた期間を有給とするつわり休暇等、婦人の労働権を守る立場で「母性保護に関する要求」をかけた、本年はその実施状況について「点検活動」を行なっています。

また百貨店「そごう」では産前産後各八週間の出産休暇、二週間のつわり休暇が協定で結ばれています。

（注）母性保護に關する一般の状況については、婦人少年局調べ「女子保護の概況」（既報、婦人少年第九号）を参照して下さい。

（資料出所）組合機関紙および、組合刊行の母性保護運動のてびき等。





家事サービス職業補導事業について

その成果と意義

昭和三十一年以来未亡人等中高年婦人の職業対策に、大きな役割を果たしてきた家事サービス職業補導事業が、この九月をもって成功裡に一応幕をとし、新たな出発をするに際し、本事業の柱である家事サービス公共職業補導所に焦点をあわせ、これの歩んだ道をふりかえり、しめくくりとしたい。

事業の沿革

労働省の附属機関である婦人少年問題審議会はその婦人労働部会における未亡人等の職業対策に関する審議を経て、未亡人等の適職として家事奉仕職業を選定し、昭和二十九年九月、未亡人等の職業対策に関する建議を行ない、職業そのものの健全化と信頼性のある有能な家政婦を育成することにより、未亡人等の就業の促進をはかるため、家政婦研修所の設置が図られるよう要請した。

これに基づき昭和三十〇年度都府に対する補助金が予算化されるところとなり、三十一年九月東京、三十二年七月大阪に家事サービス公共職業補導所の発足をみるに至った。東京は新宿区戸山町の閑静な緑地に、大阪は東区京橋（のちに天王寺区生玉前町に移った）の交通至便の地に各

種実習設備を備えた近代的建物が出来上がり、講師にも専門家が揃えられた。

補導の概況

補導は、未亡人、その他の女子で新しく家政婦・家事使用人になることを望む者については二か月の全科制により、また現に家政婦・家事使用人として働いているものや、全科制によりがたいものについては、単元制を設けて行なわれた。

補導内容は、家事サービス職業者として必要な（一）家政婦の心得、（二）調理、（三）縫と繕いもの、（四）洗濯と被服管理、（五）住居と器具の手入れ、（六）乳幼児の世話、（七）病人の世話、（八）家庭管理、（九）応接の九課目があり、この中には近年家庭生活に大きくとりいれられている電化製品の取扱いかた、家庭における人間関係への対処の仕方などが含まれているのは勿論であるが、なかに家庭管理を加えたことは、これにより、家事全般について総合的に見地からこれを眺め、主婦に代って仕事を任せられても自主的に判断し処理できるようにするためである。

また家事に関する専門的知識・技術のほかには時事・職業問題・一般常識に関する講話、あるいは社会見学を加え、教室

における授業が一応すんだあと実習家庭（〇〇〇〜一二、〇〇〇円である）・養育院・保育園で実地に演習し給仕上げを行なうなど、社会人・職業人として立派に立っていくための補導を行なったのである。

次に補導生の概況についてのべると、前回は雇用労働者四二％、家事従事者三九％、家事使用人七％、その他一二％である。年齢は平均三四歳、二六歳以上のものが全体の七四％を占め、一般女子労働者の平均二七歳、二五歳以上三九％に比しかなり高く、配偶関係についても既婚者が五三％を占め、このうちの五六％は一八歳未満の子供をもっている。

次に就職希望状況は、常用の通勤を希望するものが三一年の四〇％から三七年の五五％というふうになんてふえており、逆に住み込みを希望するものは二四％から一六％へと減少している。

まとめ

以上のべてきたように、家事サービス補導所は優秀な家事使用人を養成して社会の需要にこたえてきたのであるが、この中で、〇（従来一段と低い職業とみられ、なんら特別の訓練を必要としないと思われてきた家事サービス業について訓練の必要性を認め、職業としての地位を高めたいこと。〇年齢・環境等のハンディキャップをもつ中高年婦人にその特性・生活経験を生かし、手近に働ける職場を提供し就業の促進をはかったこと、雇用者との協力によって世間の認識を深めさせ、労働条件の向上等に大きく寄与したこと、等本事業の成果は多いが、特記すべきことは、修了生が優秀な技術と相俟って自

えて訓練を受けることができなかった場合でも、一四日までは訓練手当が支給される。

おける特別措置については、現に失対事業に就労している失対適格者と同額が支給される。

五、日雇労働者健康保険の適用について

失対事業紹介適格者が職業訓練を受け
る期間中は、日雇労働者健康保険の被保
険者になることはないが、訓練生が被保
険者となる見込みがないことが明らかで
あるとして、その所持する日雇労働者健
求する数が増進しているのに反して、
の職に就くことを希望する者は、漸減し
ている現状である。又家事的職業の分野
においても、各方面の労働力不足の影響
で求人難は深刻になっており、両者とも

あるとして、その所持する日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納する場合のほかは、被保険者手帳の返納を行なわなくても差し支えないものであり、療養の給付を受けることができる。

で求人難は深刻になっており、両者とも就職は容易であり、確保されている。所定の訓練を終了した者には各安定機関が給力をあげ就職をあっせんすることになっており、あっせんする職業の範囲

六、失業保険の適用について

就職促進措置者には、訓練期間中は、その期間給付日数が延長されて、失業保険金支給される。また失業保険金の日額が、訓練手当（三六〇円）にみないときは、その差額の職業訓練特別給付金が支給される。

七、入所中女子失対適格者の取扱ひについて

「失対適格者手帳」は、入所と同時に公共職業安定所で回収して別途保管されるが、失対適格者としての取扱いは訓練期間中留保される。従つて、年末夏期に

八、訓練生の就職のあつせんについて

最近都市の家庭では、家事使用人を要する数が漸増しているのに反して、この職に就くことを希望する者は、漸減している現状である。又家事的職業の分野においても、各方面の労働力不足の影響で求人難は深刻になっており、而者とも就職は容易であり、確保されている。

所定の訓練を終了した者には各安定機関が総力をあげ就職をあっせんすることになっており、あつせんする職業の範囲も主なものとは次のようなものである。

▼家事サービス職業

一般家庭女中、家政婦、留守番。

▼家事的職業

寮母（会社・寮等の）、管理人補助婦（会社・寮等の）、学校給食婦、賄婦（会社・寮・施設等の）、繕婦（会社・寮・厚生施設・旅館等の丹前布団）、料理室下働き、皿洗い婦（会社・食堂・施設等の）、掃除婦（会社・寮・ビル・病院・施設等の）建物内掃除、庭掃除）、クリーニング補助（洗濯・クリーニング等の）、保母手伝（託児所等の）、社会福祉施設従業員（老人ホーム・孤児院等の賄、掃除、繕い等家事的業務）。

家事サービス職業訓練基準及び補導所一覽

◇家事サービス職業訓練の基準

職 種 訓 練 職 種 訓練の対象となる技能範囲 訓練時間(単位は時間とす) 訓練期間	家事サービス 家事使用人(三月以上一年以下) 家事サービスにおける技能 四五〇時限 三月以上一年以下
教 科	科 目 の 細 目
I 学 科 1 普通学科 ① 社会 ② 体育 2 専門学科 ① 家庭生活 ② 食物と調理法 ③ 裁縫と繕い法 ④ 洗たくと被服整理法 ⑤ 掃除と器具の手入れ法	社会、文化、労働 保健、体操 家庭生活と世の中の動き、家庭生活の特徴、消費生活のあり方、子供の成長と母親のあり方、市民としての生き方。 食物の栄養、献立の作り方、食品の見わけ方、食品の衛生的取り扱い方、そう菜料理、燃料の種類、調理器具の取り扱い方、食品の保存法、調理関係、職業の現状と働き方、大量調理法、集団生活の栄養と献立、衛生管理。 原型の作り方。 繊維と洗剤の知識、洗たくの基礎知識、洗たく屋に出すとき受けとるとき注意、電気洗たく機の構造と取り扱い方、簡易しみ抜き法、衣服の保管、クリーニング関係職業の現状と働き方、クリーニング一般、クリーニングの知識。 掃除の計画、電気掃除機の構造と取り扱い方、和室

④ 乳幼児と妊産婦の世話	の掃除、洋室の掃除、台所の掃除、浴室、便所の掃除、外まわりの掃除、ごみの処理法、害虫の駆除、庭の手入れ整理整頓、物のしまい方、清掃職業の現状と働き方、建物の管理、掃除用器具(家庭用を除く)と薬品の知識、広さによる清掃法、大量掃除と能率、建物の材料による清掃法、特殊部門の清掃法。 乳幼児の心理と生理、調乳と授乳、離乳、乳児の食物、入浴のさせ方、おむつのかえ方、よい習慣のやり方、遊ばせ方、かかりやすい小児病の早期発見と手当、妊産婦の世話、産じよく婦の世話、児童福祉、母子保護のあらまし、集団としての乳幼児の特色と扱い方。
⑦ 老人の世話	老人の心理と生理、老人の栄養と食物、老人の世話の仕方、集団生活者としての老人の特色と扱い方、集団衛生、老人に多い病気の予防と看護 かかりやすい病気の予防と早期発見、家庭看護一般、救急処置、病人の食事、医師と看護婦への連絡、病室の管理、病人の観察と処置、病種別患者の扱い方、伝染病の消毒。
⑨ 家庭管理	仕事の計画、仕事の仕方、時間の使い方、物の使い方、買物の仕方、家計簿のつけ方、現金の取り扱い方、事故の措置、寮等の集団生活の特徴と家事的事務処理作法の意義、洋式作法、和式作法、客の接待、言葉づかい、留守番。
II 実 技 1 基本実技 ① 調理基本作業	献立のつくり方、食品の見わけ方、食品の衛生的取り扱い方、そう菜料理、病人食、老人食、離乳食、幼児食及びおやつ作り方、食品の保存法、燃料の種類、調理器具の取り扱い方、計量、集団給食調理場見学と実習、集団生活の栄養と献立、大量調理・大量配膳と片づけ。 基礎縫い、衣服のほどこし方、ミシンの取り扱い方、簡単な洋服の作り方、ふとんの縫い方と綿入れ。
② 裁縫と繕い基本作業	

区分	名 称	設 備	
		数	量
建物その他 の工作物	教室	五〇平方メートル	八三平方メートル
	調理実習場	五〇平方メートル	八三平方メートル
他	裁縫実習場	五〇平方メートル	八三平方メートル
	洗たく実習場	五〇平方メートル	八三平方メートル

⑧ 洗たくと被服整理基本作業	電気洗たく機の取り扱い方、綿織物の洗い方、絹織物の洗い方、毛織物の洗い方、化繊織物の洗い方、衣服のほどこし洗い、板張り、簡易しみ抜き、漂白法、糊づけ、アイロンのかけ方、衣服のたたみ方、洋服の手入れ、和服の手入れ、衣服の保管、靴の磨き方、クリーニング工場見学と実習。
④ 掃除と器具の手入れ基本作業	電気掃除機の取り扱い方、和室の掃除、洋室の掃除、台所の掃除、浴室・便所の掃除、ガラス磨き、外まわりの掃除、ゴミの処理法、害虫の駆除、庭の手入れ、家具・器物の手入れ、床の磨き方、掃除用器具（家庭用を除く）の使い方実習、建物の材料による清掃法、特殊部門の清掃法、屋内清掃、屋外清掃。
⑤ 乳幼児と妊産婦の世話実務練習	調乳と授乳、入浴のさせ方、おむつのかえ方、遊ばせ方、かかりやすい小児病の早期発見と手当て、保育所見学と実習、養護施設見学と実習。
⑥ 老人の世話実務練習	慰安、マッサージ、集団衛生、老人に多い病気の予防と看護、老人ホーム見学と実習。
⑦ 病人の世話実務練習	家庭看護一般、救急処置、消毒の仕方、余後のマッサージ、病院見学と実習、病種別患者の扱い方、伝染病の消毒。
⑧ 家庭管理実務練習	任事の仕事、時間の使い方、物の使い方、買物の仕方、家計簿のつけ方。
⑨ 応接実務練習	洋式作法、和式作法、客の接待、言葉づかい、電話のかけ方。
2 応用実技	家庭生活における実務実習、家庭見学と実務社会見学

都府県名	所 在 地	所 長 名	開 始 年 月 日 (又は予定)
東京	東京都新宿区戸山町一	吉田通代	三八・一一
神奈川	横浜市中区紅葉ヶ丘五九	未定	三九・一二
愛知	名古屋市昭和区御器所町	未定	三九・一一
大阪	大阪市天王寺区生玉町	浅井雅子	三八・一〇
兵庫	神戸市須磨区上手崎町三丁目	未定	三九・一一
広島	広島市宇品町御通八丁目	那須 緑	三八・一〇
福岡	福岡市大字千草二丁目	未定	三九・一二
長崎	長崎市又は佐世保市	未定	三九・一一

機 械	数	量
掃除実習場	三三平方メートル	五〇平方メートル
育児、看護実習場	五〇平方メートル	八三平方メートル
応接実習場	五〇平方メートル	八三平方メートル
家庭実習場	六六平方メートル	六六平方メートル
調理設備	五 組	八 組
洗たく設備	一 式	一 式
看護設備	一 式	一 式
家庭実習設備	一 式	一 式
更衣室	一〇平方メートル	一七平方メートル
倉 庫	三〇平方メートル	五〇平方メートル
電気冷蔵庫	二 台	三 台
普通ミシン	一〇 台	一五 台
電気洗たく機	三 台	五 台
電機掃除機	三 台	五 台
ポリッシャー	一 台	三 台
芝刈り機	一 台	一 台
扇風機	一 台	一 台
運動場	一 台	一 台
器具及び用具類	一 台	一 台
計測器類	一 台	一 台
教材類	一 台	一 台

◇家事サービス職業補導所一覧 (昭和三八年一月)
(一〇日現在)

婦人界のうき

三八年一月一日〜一月四日

「一日 総評が提唱していた「物価対策国民会議」の結成第一回総会が一日東京虎の門の日消ホールで開かれ、学識経験者・労働団体代表等約一五〇人参加。同会議の世話人一〇氏のうち婦人は評論家丸岡秀子氏、日本母親大会実行委員長長川崎なつ氏、日本婦人会議事務局長山下正子氏である。

一日 主婦連合会一五周年記念大会が日比谷公会堂で開かれ、奥会長の挨拶、各界代表の祝辞、「一五年の歩み」映写、一〇年以上主婦連に参加の団体の表彰と、討論会「明日の暮らしを築くために」(講師 美濃部亮吉教育大教授、古屋潤正毎日新聞社論説委員)を行なった。また消費者運動と研究を進めることを誓い、あわせて政界に次の六項目の要望をする決議が行なわれた。一、経済成長を急ぐより根本的な物価安定の対策をすすめる、二、生活省を新設し消費者行政を一本化せよ、三、所得税など大幅減税をはかり税金の使い方を厳正にせよ、四、国民に住宅や宅地を豊かに与えよ、五、公明選挙の実現を計り、会社の巨額な政治献金を禁止せよ、六、生活環境、社会保障の整備充実を計れ。

一日〜二四日 労働省婦人少年局は一

〇月一五日から二四日までの十日間労働者家族福祉運動を行なった。これは毎年行なっているが、37年のこの運動を契機に始まった「労働者家庭消費生活向上運動」五ヶ年計画の二年目にあたる今年は「子どもの教育の充実のため消費生活をととのえる」をテーマに、労働者家庭の主婦の実践活動をするめるよう事業主、労働組合によびかけ、また、関係機関、団体等の援助活動を促した。婦人少年局ではこの運動の一環として一月八日、東京千代田区の都市センターに事業主を招き労働者家族福祉問題懇談会を開催した。

一日 「酒によって公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」(昭和三六年六月一日公布)の制定の際、アルコール中毒専門の国立医療施設の設置が附帯決議とされたが、この病棟が国立久里浜病院に併設され、一〇月一日、開棟式が行なわれた。同病棟は本人に禁酒の意思があり、社会的治療の可能性のある患者を優先的に入所させる方針で、単に隔離収容するのみならず、治療、研究を行なうもので、定員は四〇名。なお、衆参婦人議員懇談会は厚生省、警察庁、日本基督教婦人矯風会等呼びかけ、一〇月二二日参議院別館で会合をもち、同施設の今後の運営について協議した。

一五、一六日 衆参改善普及会主催(新生活運動協会、全国家庭科教育協会、

日本大豆協会共催)による第二〇回全国台所会議が一五、一六日の両日東京で開かれた。一五日は新宿の安田生命ホールで「もっと油をとりまじょう運動」の発表大会が開かれ、約五〇〇名参加のもとに表彰と主婦・高校生による実績発表が行なわれ、二日目は渋谷の高校家庭クラブ会館で全国リーダーと準リーダーの研修講座が開かれ、食生活改善のためのリーダーのあり方「前むきのくらしについて」のテーマで話し合った。

一六日 主婦連合会では主婦会館ホールで苦情の窓に全国代表者会議を開催、講演「消費者の苦情はよい商品を育てる」(松下電工研究所 唐津一氏)にひきつづき、三十七年度苦情の集計報告・同処理報告、地元報告が行なわれ、次いで懇談会「繊維品の苦情について」が開かれた。関係官庁として経済企画庁、通産省、業界側は日本化繊協会、全日本既製服製造工業協同組合、商工会議所指導部から出席。

一七日 同盟会議主催、新生活運動協会、日本消費者協会共催による消費者運動研修会が東京四谷の主婦会館で開かれた。これは民社党と同盟会議が協力して進めている物価値下げ運動の一環として開かれたもので、各地方同盟会議の活動家や主婦代表が参加、講演「消費経済の動向と消費者運動」(日本消費者協会専務理事山崎進氏)と討

議「消費者運動の考え方、進め方」が行なわれた。

一八日 中華人民共和国婦女連合会から婦人団体連合会宛に招待があり、横井多喜子(京都民婦連)、吉田隆子(新日本婦人の会)、吉沢志津(いしすえの会)、柳田てる(全日自労)、中野好子(新日本婦人の会)、佐藤俊江(北海道平和婦人会)の六氏が一〇月二八日神戸港を出発、約三週間各地を視察。

二〇日 婦人民主クラブはかねてから出産費用の全額国庫負担をアピールしていたが、二〇日、この運動をすすめる懇談会を参議院議員会館で開催、婦人民主クラブのほか婦人団体連合会、婦人月間実行委員会、日本看護協会、日本婦人会議、新日本婦人の会、くらしの会、全日自労等若干の労組、社会党、共産党等からも出席、今後、推進委員会をつくることなど申しあわせた。

二〇日 久保まち子氏(婦人少年問題審議会委員、東京女子医大教授)は民社研派遣の「スカンジナビア福祉政策研究使節団」の一員としてスウェーデン、ノルウェー、デンマーク三國の現地研究のため一〇月二〇日羽田を出発、一二月末に帰国の予定。

二二日 総評主婦の会では二二日、参議院会館で全国代表者会議を開催、全国から一〇〇名の代表が参加。この会議は総評の秋闘の一環として開かれた平和と民主主義、生活と権利を守る中央

集会(一〇月二二日、二四日)参加への主婦の学習として開かれたもので、高校全入問題・母親運動・原水禁運動・物価問題等を勉強した。

二二日 ノートルダム清心女子大学教授渡辺和子氏は二二日、ノートルダム清心女子大学(岡山)同短期大学(広島)の学長に就任した。同氏は聖心女子大学、上智大学大学院、ボストン・カレッジ等を経て昨年帰国、ノートルダム清心女子大学教授となり教育心理・教育行政等を担当していたもの。

二二、二三日 全国漁業協同組合連合会及び同婦人部連絡協議会共催による第七回全国漁協婦人部大会が一〇月二二、二三日の両日、東京、市が谷の「家の光」会館で開催され、講演、実績発表、分科会討議等が行なわれた。分科会のテーマは第一分科会「漁業の将来」と漁協婦人部活動、第二分科会「家計簿記帳をすすめるために」、第三分科会「漁協の強化と漁協婦人部の役割」であった。大会宣言、大会決議は二三日に採択されたが決議は(1)全漁家が家計簿をつけ、生活の計画化と合理化をはかるために、生活改良普及員の増員を要望します、(2)次代をになう漁村青少年の育成をはかります、(3)豊かな漁村建設のため沿岸漁業構造改善に協力します、(4)漁業協同組合の事業に全面的協力をします、(5)日韓漁業交渉の早期解決の実現を要望します、というもの。

また、漁業補償制度早期樹立についての陳情を決議し、大会終了後、首相、大蔵・農林両大臣、自民、社会・民社各政党、水産庁長官に陳情した。

二三日 日本婦人有権者同盟と理想選挙普及会を代表して市川房枝氏は二三日首相に面会、今回の解散にはとくに理由になる重要な案件がない等につき遺憾の意を表し、次の二点を要望した。一、国民の前に解散の理由をおきらかにし、納得を求められたい、二、選挙を行なうからには党の近代化の第一歩として、「金のかからない公明な選挙」「派閥による対立のない選挙」「政策による正々堂々たる選挙」を行なうて、解散を意義あらしめたい。

二四、二五日 厚生省、東京都、社団法人日本家族計画連盟、社団法人東京都家族計画協会の主催により、第八回家族計画普及全国大会が一〇月二四、二五日の両日、東京の九段会館で行なわれ第一日に家族計画普及事業功労者の表彰、講演「児童福祉の動向」(厚生省児童局長黒木利克氏)、研究発表等が行なわれた。二日目は研究発表、特別講演「現代の家庭像について」(神奈川大学教授大熊信行氏)、シンポジウム「婚前指導をめぐる」(講師栗原忠男氏(神奈川県衛生部長)、古谷綱武氏(評論家)、五島貞次氏(毎日新聞論説委員)、重松敏一氏(評論家)、波多野勤子氏(評論家)、奈良林祥氏

(マリッジカウンセラー)等が行なわれた。

二五日 政府は二五日、文部省関係の紫綬、藍綬、黄綬褒章受章者、厚生省関係の藍綬、黄綬褒章受章者を決定したがうち婦人は紫綬褒章受章者の飯田蝶子(女優)、豊沢小住(女義太夫三味線方)竹本素女(女義太夫)、藍綬褒章受章者の小笠原嘉子(母と学生の会常任理事)、鳩山薫(共立女子学園理事長)、甲斐喜与(全国地域婦人団体連絡協議会副会長)、古賀みつえ(ガールスカウト日本連盟理事長)、中村ハル(中村学園理事長)、松田いさを(保育所長)、太田マキ(民生委員)、河東田ヨシ(養護施設長)、岡村ふく(病院長)、本田トヨ(母子寮協議会理事長)、汐海志け(保育所長)、黄綬褒章者の鈴木モヨ(昭和医科大学附属病院総婦長)、山口秀子(舞踊教育)一戸ヤエ(助産婦)、高橋きのへ(同上)、淡路きん(看護婦)、原田静江(助産婦)、田中ヤス(保育)、南シナ(看護婦)、丹羽美代(助産婦)、鶴巻つね(同上)、津坂サキエ(看護婦)、川村きり(助産婦)、高野春子(同上)の諸氏である。

二五、二六日 オーストラリアのシドニーで第六回母子福祉大会が二五、二六日の両日開かれたが、招待された全日未亡人団体協議会からは守田厚子(同会副会長)と池川昌子(大阪社会事業

短期大学講師)の両氏が出席。これは昨年オーストラリア来亡人協会書記長ウェイト女史が来日、全日未亡人団体協議会と意見交換などを行なった等の経緯から両団体の親交と国際親善のために招待されたもので、両氏は一〇月一七日羽田を出発、一月中旬帰国。

二六日 民社党と同盟会議は物価値下げ共同委員会を設け物価値下げ運動を展開しているが、その一環として二六日東京日比谷の野外音楽堂で「物価値下げ要求中央総決起大会」を開催、①物価値下げ要求、②電気ガス税撤廃、③大衆課税軽減、④池田内閣打倒、の決議を採択、

二六日 一一月二二日に実施される衆議院議員総選挙に対し、公明選挙、理想選挙の実現をはかる一環として、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、日本看護協会及び政治連盟、婦人国際平和自由連盟日本支部、日本基督教女子青年会、全国地域婦人団体連絡協議会、理想選挙普及会の主催、婦選会館後援の「総選挙にそなえて四政党に政策を聞く会」が東京渋谷の婦選会館で開かれ、宇都宮徳馬(自民党)、河野密(社会党)、北条秀一(民社党)、きくみなみかすみ(共産党)の諸氏から質問要項、一、日中及び日韓問題、二、物価高騰抑制策、三、憲法改正の是非、四、公明選挙に対する考え方等につき所見をきき、質疑応答を行なった。約

七〇名参加。

二八日 総理府に設置されている「マスコミと青少年に関する懇談会」映画部会初会合が二八日、総理府で開かれ、学識経験者側と業者側との間で意見が交換されたが、委員の一人である石井幾久氏は主婦の立場から、文部省推せんなどのよい映画には入場料を安くすること、入場税免除、製作者に補助金交付などの措置が必要だ、等の意見を述べた。

二八・三〇日 全国社会福祉協議会・厚生省等の主催、労働省・文部省等の後援により、昭和三八年全国社会福祉大会が「国民生活の変貌に即応した社会福祉のあり方」を大会主題として一〇月二八日から三日間東京で開かれ、第一日、二日には六専門委員会に分かれて研究討議を行ない、最終日は総会として表彰、社会福祉行政説明、特別講演（東京大学々長茅誠司氏）、専門委員会報告、決議、大会宣言等が行なわれた。なお第二専門委員会では婦人福祉対策のあり方がとりあげられた。

三一日 全国未亡人団体協議会、全国社会福祉協議会主催の昭和三八年度全国母子福祉研究集会が一〇月三十一日、東京の社会事業会館で開かれ、厚生、労働大臣等の祝辞、母子福祉団体永年動続者への感謝状贈呈、母子福祉行政説明、前年度大会処理報告にひきつづき研究討議（①母子福祉法の制定、②そ

の他の母子福祉対策、③未亡人団体の運営）、宣言、決議等を行なった。

（二一月）

二日 「重税と高物価に反対する中央国民集会」が一十一月二日東京日比谷の野外音楽堂に母親大会実行委員会、農民組合、商工団体、各労組など約六〇団体五千五百人が集まって開かれ、「物価値

中小企業ホームヘルプ制度 実験計画について

労働省婦人少年局では、昭和三五年以来、労働者家族の福祉対策の一環として、「事業内ホームヘルプ制度」の普及推進をはかってきたが、一十一月現在の推進状況は全国一五六事業場にのぼり順調な進展をみている。

しかし、近年中小企業における労働者の福祉向上の技術伸展に伴い同制度実施に対する要望、関心が高まりつつある現状からみて、婦人少年局では、かねてから検討中であつた共同方式によるホームヘルプ制度の構想をたて、中小企業への浸透をはかることとなった。

この構想は、既存の中小企業団体を実施主体とし、派遣対象は当該団体傘下事業場の従業員家庭とするものであるが、これの全国的な普及に先立ち、制度運営の技術面に関する適格な資料を得るため、モデル団体による実験的実施を計画し、この程、京都市西陣着尺織物工業組

上げ反対」の国会請願一〇万名の署名提出、公共料金引き上げ増税阻止などの大会宣言の採択等を行なった後、東京駅八重洲口までデモ行進を行なった。

二日 全国婦人相談員連絡協議会は一二月二日、各省の婦人保護対策をきく等の目的で婦人保護強化研究協議会を開催、売春防止法改正、保護更生対策等につき研究協議した。婦人相談員一五〇名のほか、婦人議員、売春対策審議会会長、厚生、法務、労働の各省及び警察庁の担当官らが出席。

合の協力を得て行なうこととなった。

西陣着尺織物工業組合は、組合員数三五五人、従業員数五、七二六人、世帯数二、〇一八人の規模をもつ組合である。

実験期間は、昭和三八年一月より約三か月間にわたるものであるが、同組合では当初の一月を準備期間として、本制度運営に関する計画をたて、諸規定の制定、ホームヘルパーの選考、組合員及びその家族に対する本制度の周知、その他事務取扱者の研修会の開催等、本制度実施のための態勢をととのえ、去る十月半ば、ホームヘルパー一名（京都府養成講習修了者）を採用決定した。

西陣着尺織物工業組合において、現在実験中の本制度運営の概要は次のとおりである。

一、本制度は組合員の雇用する従業員の家庭に対し、不時の際（家事担当者の病気、妻の出産等）組合が雇用するホームヘルパーを当該家庭に派遣し家事を処理させる。

二、利用者は、制度利用申込書により申

請するが、この場合、組合員たる所属事業主の認定を受け、組合に提出し、組合理事長が申込みを調整勘案のうえ、必要と認めた家庭に派遣する。

三、派遣時間は原則として、午前八時から午後五時までとする。

四、所定の利用料は一日五〇〇円であるが、従業員家庭自体の負担額は二五〇円で、残りの二五〇円と派遣に要するヘルパーの交通費は事業主が負担する。その納入については所属事業主を経由し、組合に納入する。

五、ホームヘルパーは組合の職員として雇用され、給与は家庭派遣の有無にかかわらず、月給一五、〇〇〇円のほか、通勤手当が与えられる。

実験の実績等は、今後にまづというところであるが、京都婦人少年室を通じて、同組合と密接な連絡をとり運営の適正を期するとともに、実験期間中の諸記録をとりまとめ、分析検討を行ない、今後の制度推進の参考とするものである。

労働婦人のページ

労働の母性保護活動

多くの組合では、労働基準法に規定された母性保護の完全行使をはじめとし、基準法を上回る産前産後休業各八週間の要求及び、つわり休暇等の要求、またILO一〇三号（母性保護に関する条約）の批准促進の運動など、母性保護に関する活動を、それぞれの婦人部の常時活動の中に、極めて重要な部分として盛り込んでいます。

とりわけ総評および全職などでは、例年一定期間を設け、母性保護のための特別活動を強力に行なっています。

次にその状況を、各組織の機関紙等にもとづいてお知らせします。

△ 母性保護のためのキャンペーン

総評では毎年十一月、十二月を「母性保護運動月間」としていますが、本年は第七回を迎えています。そして、この運動の趣旨としては、次のようなことが言われています。

「合理化攻勢に拍車をかけ、婦人労働者への攻撃が一層激しくなってきた

今日、生休・産休・年休・育児時間・休憩時間などへの圧迫、権利侵害が当然のように行なわれており、更に労働時間の延長と労働強化、既婚婦人や中高年齢層への退職しようよう、結婚・出産などを契機とした若年停年、差別的低賃金の押

しつけ等、婦人労働者の働く権利を否定するような方向が非常に強くなっている。

それに対処する婦人労働者の力はまだまだ弱いことは事実であり、又、組合自体としての受けとめ方も不十分である。

婦人の労働権確保のために、正しい現状分析と具体的な活動の進め方を、生み出していくための話し合い、学習活動を職場の中で徹底的に深め、全体の闘いとのかみ合わせを明らかにして、組合全体の力で闘いを前進させていく」と。

また全職では、毎年二月、八月を「婦人の健康月間」として、母性を保護するためのキャンペーンを、一九五四年以来行なっていますが、本年八月には「どく」に夏は疲労のはなはだしい季節であるため、八月がえらばれたわけであるが、夏における保健はもちろん、広く母性保護の上に必要な問題を取りあげ、その解決にあたる必要から、①職場こん談会、婦人こん談会を開く、②諸休暇の完全取得とサーブス労働、残業の廃止、③職場の整備と施設の改善の三点を重点活動事項」として運動が行なわれました。

△ 各組織における母性保護の実態

母性保護に関する各組合における運動や活動の成果は、個々の組合によってまちまちです。総評では去る七月、協約上の母性保護の権利確保の状況、要求等について、傘下単座及び友誼労組を対象に調査を行なっていますが、次にその結果

の一部をお伝えします。

(1) 生理休暇について

協約上では生理休暇は、二日乃至三日で有給のところが多額ようですが、中には全電通のように「必要とする期間金額有給」のところもあります。しかし、これらの取得状況は、「人員の不足のためとりにくい」「医師の診断書を必要とする」等の問題もあって、取得率は概してあまり高くないようです。

(2) 産前産後の休暇について

協約では大体、労働基準法の線で、産前産後とも六週間がとられています。日教これを上まわるところもあります。日教組では県により、通算十四週～十六週が確保されており、自治労でも、県により十五週～十六週となっています。多くの組合では、現在、産前産後十六週の要求を出しているようです。

(3) つわり休暇について

つわり休暇が協約でとれているところは、今回の調査では、都市交通（三週間以内。有給）と私鉄総連の一部組合（三週間や十四日で有給）等で、締結されていない組合では、婦人組合員はつわりが苦しいときは、病休や年休としてとっているようです。この外、全日通のように協約にはつわり休暇はのっていませんが、「労働協約に関する会社、組合指導事項」として、「会社の指揮する医師の診断により、妊娠中毒症による疾病」と定められたとき、協約上の規定の適用

となつているところもあります。そして多数の組合では、目下つわり休暇を要求しています。

(4) 育児時間について

協約では基準法の線のところが大部分のようで、ほとんどが希望する時間にとられています。しかし、全通では法をうわまわり、一日九〇分となっています。

(5) 保育施設について

女子組合員が利用出来る保育所の設置状況は、国鉄三か所、全電通五か所、全通九か所、全専売四十か所、全印刷（一部の組合）、全海運（一部の組合）等となっています。

(6) その他について

母性保護としては、以上の他に、各組合では、「通院休暇」（国鉄は勤務時間中に通院することができ、有給）、「子看休暇」（配偶者出産休暇）「流産休暇」等が、既に獲得されていたり、あるいは要求されています。

「子看休暇」は専売で、昭和三十七年の春闘で締結されたもので、「公社に託児する女子職員が、非法定伝染病にかかった託児の看護のため、やむを得ず勤務しなかった場合は、給与は減額せず私傷病欠勤に準じて昇給基準を適用する」とを定めています。この休暇は全専売の外、都市交通の一部の組合でも締結されています。

また「流産休暇」は全印刷で、「四か

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定 期 刊 行 物 (昭和38年10月受入れ)			
資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 次
労働統計調査月報	9	労働省労働統計調査部	○最近における労働力構成の変化 ○最近における給与構成の推移
海外労働経済月報	8号	労働省労働統計調査部	○アメリカの雇用失業情勢とその問題点 ○西独、1962年の雇用失業情勢
官公労働	10月号	官業労働研究所	○技術革新と労使関係 ○労働者と二重帰属性
繊維労働	118号	全織同盟	○最賃制をめぐる動向 ○1963年、年末一時金闘争総合判断資料
全電通	10	全電通労組	○政府、日経連の賃金政策批判
世界の労働	9	日本ILO協会	○OECDをめぐる諸問題 フランス、日本、アメリカの弱電気産業の比較研究
日労研資料	586	日本労働研究所	○女子定年制の取扱いとその事例
福利厚生	419	労務研究所	○若年層のノイローゼ防止策の実際
看護	10	日本看護協会	○看護婦の休暇、休日、休暇に関する法律の思想とその取扱い ○保健婦、助産婦、看護婦の休暇、休日、休暇に関する実態調査
看護学雑誌	11	医学書院	○特集 看護婦と注射（静注裁判をめぐる）
東商	10	東京商工会議所	○今年のモデル賃金調べ（東商調査部）
日本紡績月報	9	日本紡績協会	○日米綿製品交渉の経過
経営者	10	経団連広報部	○これからの中小企業の経営・労務
労政時報	1723号	労務行政研究所	○関東と中京地区の38年度モデル賃金——業種別、規模別、学歴、年齢、勤続別の動態賃金調査—— ○賞与は協約でどのように定められているか
労働の科学	10号	労働科学研究所	○労働と温度（特集）——女子の冬季寒冷作業とその影響 ○働く婦人の悩み——バス車掌の音声障害
労働法令通信	No. 33	労働法令協会	○厚生年金法改正をめぐる労使の考え方
	No. 34	〃	○特集、改正失保法関係の疑義解釈集 ○時間短縮の効果はどう現われているか（関西経協調査）
	No. 35	〃	○自動車産業各社における臨時工の実態
労働問題	11号	日本評論社	○同盟会議の一本化と総評 ○総評こんどの運動路線
労働時報	10月	労働省	○今後の労働行政の基本的考え方 ○景気調整下の労働生産性
労務管理通信	No. 82	労働法令協会	○化繊の定年延長紛争にみられた定年制度の問題点と労使の考え方 ○中小企業の定年制度および再雇用の実施状況
日本労働協会雑誌	10号	日本労働協会	○最低賃金制の現段階的意味
定 期 刊 行 物 (昭和38年11月受入れ分)			
労働統計調査月報	10号	労働省労働統計調査部	○景気回復過程における労働経済——38年上半期を中心として—— ○実地調査にみる雇用調整と賃金決定 ○女子保護の概況
海外労働経済月報	9号	〃	○EEC：職業指導と職業訓練 ○イギリス：職業訓練の実状と問題点
	10号	〃	○OECDと労働問題 ○イギリス国民経済開発審議会報告
官公労働	11月	官業労働研究所	○判例研究（有給休暇、生理休暇闘争を理由とする解雇の効力）
職業指導	11	日本職業指導協会	○合同協議（進路指導—技術家庭科、その他）
総評	11	総評	○統一闘争と青婦対策
世界の労働	10	日本ILO協会	○労働組合と市民——産後休暇
福利厚生	No. 422	労務研究所	○最近の労働協約の傾向と問題点 ○中小企業にもホームヘルプ制度を ○労働組合独自のレク活動の傾向

資料名	巻号	発行所	主要目次
看護	11	日本看護協会	○事業所保健婦の実態を分析する ○看護婦の労働問題 看護婦における結婚の問題 ○夜勤の現状(代表的病院のルポ)
看護学雑誌	12	医学書院	
経済月報	10	経済企画庁	○国内経済概観 ○海外経済概観
フェビアン研究	11月号	日本フェビアン研究所	○技術革新下の競走と企業経営 ○産業構造高度化と産業労働政策の課題——産業労働部会報告書の概要——
財経詳報	No. 517	財経詳報社	
労政時報	1728号	労務行政研究所	○主要39社の定年退職金と退職後の取扱い ○定年に達した者の再雇用とその処遇の実態(泉州経営者協会)
	1729号	"	○画期的方法で退職金算出を合理化した例、注目される東芝レイ・オ・バックの「累積方式」
	1730号	"	○最近における臨時工の処遇に関する調査——賃金、賞与、本工登用、複利厚生適用状況等の実態——
労働科学	11	労働科学研究所	○プロセスオートメーションと労働負担、とくに計器監視作業と電解質代謝について
労働の科学	11	"	○冬のオフィスの空気汚染と暖房 事務室の暖房と換気 ○家事労働のエネルギー代謝率
労働研究	No. 183	兵庫労働研究所	○事業所雇用構造動態調査(西宮市)
労働問題	12月号	日本評論新社	○職務給導入の現状と対策 ○図説、女子労働者構成の変化 ○投稿、全電通一男性労組員の方へ
労働時報	11	労働省	○景気回復過程における労働経済
労務管理通信	No. 25	労働法令協会	○三共における職能を中心とした労務管理制度の実態
日本労働協会雑誌	11	日本労働協会	○ビジネス・オートメーションと労働問題(特集) ・ビジネス・オートメーションと労働問題 ・ビジネス・オートメーションが経営に与える影響 ・ビジネス・オートメーションの状況と人的構成の問題点 ・オートメーションと企業管理機構の変革 ・労働組合のビジネス・オートメーション対策
The Labour Gazette	8月 9月	カナダ労働省	○U. N. Commission on Status of Women ○Older Worker Employment and Training Incentive Program ○Working Women in New Zealand ○U. S. Equal Pay Act of 1963

高岡志津さんの死を悼む



少年室長補佐として在職中であつた。その間進学認定試験に合格、専修大学短期大学部を卒業し、その道は必ずしも平坦であるとはいへなかつた。しかし強じんなファイトと卓越した識見をもつて婦人少年行政のために常に積極的に関与し、年少者のよき相談相手となつて職務に挺身された。室長となつてからは特に活動が活発となり東奔西走、雪深い東北の地でよく婦人年少者の実情を把握し、その保護、福祉増進のために貢献された功績は枚挙にいとまがない。しばらく暖かい土地で体を養ひ、新しい経験をつみ、今後の活躍に期待することが大きかつた矢先、今回の訃報は惜しみても余りあるものである。

十一月二十八日午後二時十五分高岡志津さんが、国立大阪病院で亡くなられたとの知らせを耳にしたときは、全く驚きのあまりしばし茫然とした。二十七日に入院して各科の合同精密検査をうけて静養される筈であつたのに、余りにもあつてなく三十八歳の生涯をとおしてしまわれたことは痛恨の極みである。前途春秋に富む有為の君を亡くして言うべき言葉もないが、せめて生前のことなど思いおこして心から御冥福を祈りたい。

君は東京都八王子市に生れ、今は幽明境を異にして君と語るよしもないが、靈魂あるもの。計日野工場に数年間勤め、労働省に入つて埼玉、千葉、兵庫の各婦人少年室を歴任、三十五年九月より青森婦人少年室長となつた。高岡志津さん、どうぞ安らかに眠りにつかれんことを。

り、満三が年動務、現在大阪婦人(婦人少年局庶務課長海野将親)

女子の就業者数と完全失業者数

(1963年8月)

一人一か月平均現金給与総額

(1963年8月)

産業	女子	男子	男女計の割合	女子の割合	女子の雇用率	女子の月平均現金給与総額との比較
就業者	万人 1,895	万人 2,801	% 40.3	%	%	万人 2
自営業者	261	734	26.2			+ 16
家族従業者	811	285	74.0			- 39
雇用者	822	1,779	31.6	100.0		+ 26
農林業	14	26	34.1	1.7		- 1
漁業、水産養殖業	4	15	22.2	0.5		+ 1
鉱業	3	32	8.8	0.4		- 1
建設業	32	185	14.7	3.9		0
製造業	308	653	32.0	37.5		+ 2
卸小売、金融保険、不動産業	211	309	40.6	25.7		+ 21
運輸通信、電気、ガス、水道業	37	239	13.5	4.5		+ 2
サービス業務	189	199	48.7	23.0		- 2
公	25	122	17.1	3.0		+ 5
完全失業者	17	18	48.6			- 4

産業別	女子	男子	男女計の割合
総数	円 15,713	円 32,577	48.3
鉱業	15,909	42,550	37.4
建設業	14,329	30,487	47.3
製造業	18,479	31,642	58.6
卸売業	15,886	30,282	52.6
金融業	20,466	40,488	50.6
不動産業	13,121	37,525	35.0
運輸業	20,312	34,494	58.9
電気、ガス、水道業	22,604	38,844	58.4

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年問題懇談会の開催

婦人課では、十一月七日午後二時より労働省第四会議室において、婦人団体全国組織の代表者を招き、当面の婦人問題について懇談を行なった。

労働省家族福祉問題懇談会の開催

婦人課では十一月八日午後二時より都市センターにおいて、事業場福利厚生担当部長を招き、労働者家族福祉運動及び勤労者家庭生活向上運動ならびに、これに関する調査等の説明を行ない、あわせて各事業場における労働者家族福祉のための対策や見解等を聴いた。

婦人少年問題懇談会第二回婦人労働部会開催

十一月二十五日、婦人少年問題審議会第二回婦人労働部会が労働省会議室において開かれた。第三回婦人労働部会は引きつづき十二月十九日に持たれる予定。

婦人少年室地区別会議開催

婦人少年室地区別会議が十一月十八日山形、二十日奈良、二十二日香川、二十五日福岡で開催された。

高岡志津氏死去

十一月二十八日午後二時十五分、国立大阪病院で大阪婦人少年室長補佐高岡志津氏が永眠された。病名は腹部腫瘍。

「ごらんになりましたか」

(婦人課関係)

○各国の相統法(国連報告書)

○労働者家庭の消費生活水準と主婦の意識(昭和三七年度調査指導報告書)

資料シリーズ調査資料No.34

婦人少年問題懇談会

働く年少者の生活記録三八年版—
斯文書院発行 定価二〇〇円

原稿募集

一、内容

○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協会のレポート
○年少労働者福祉員のレポート
○地方で起った婦人少年と年少者に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)
一、分量 四百字詰五枚以内
(但しまとまった研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には謝辞を呈します
一、送り先 本会編集部

本号四二ページ (口絵写真 真とも)

婦人少年問題 第十二巻第一号

昭和三十九年一月一日 印刷
昭和三十九年一月五日 発行

定価 七十五円 千六円

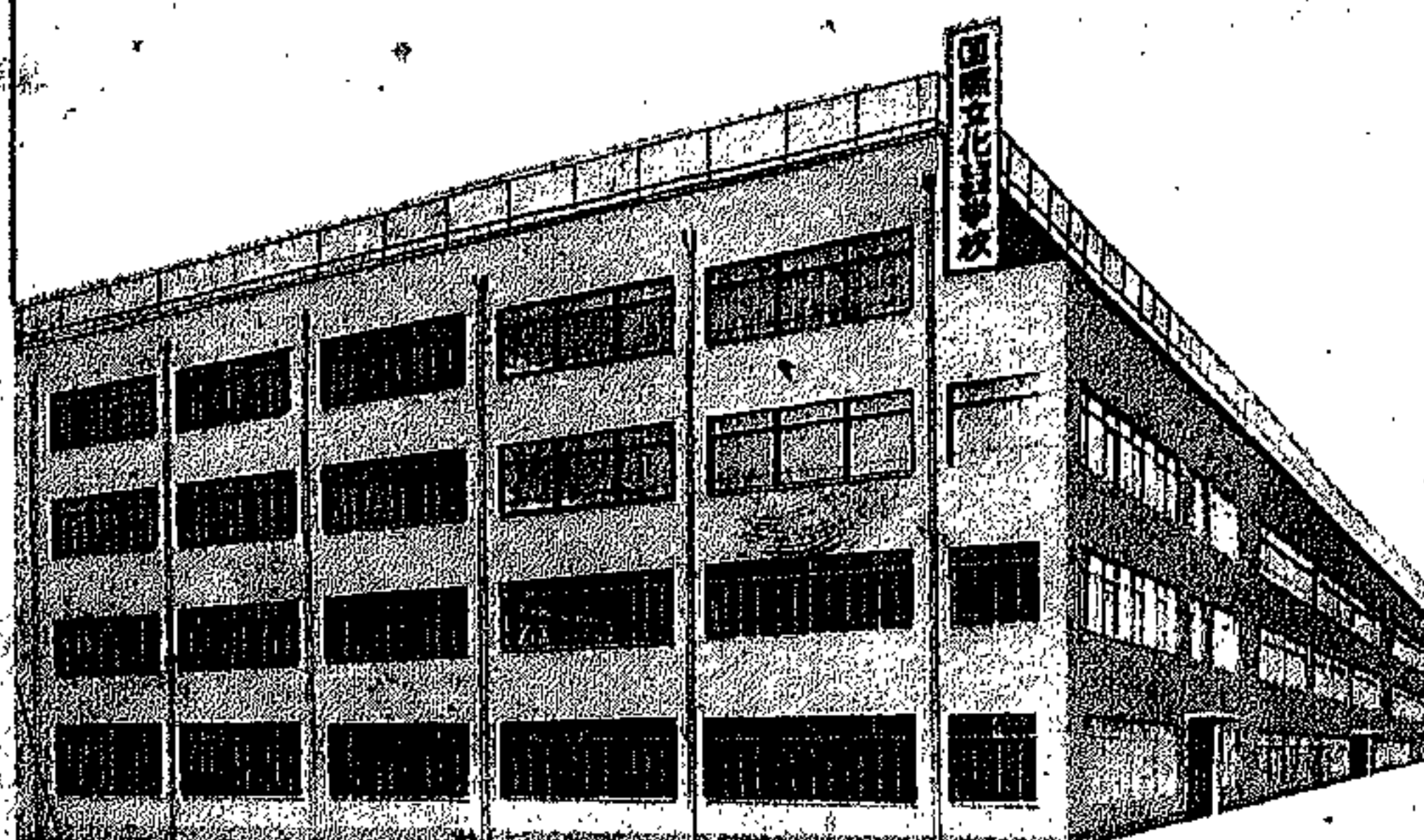
編集人 久米 愛子
発行人 平林 たい子
印刷人 網野 栄

発行所 婦人少年協会
電話九段(33)九五九八七
振替口座東京二〇七九一四

近代的設備と充実した教育内容を誇る

我国唯一の二大併設校!!

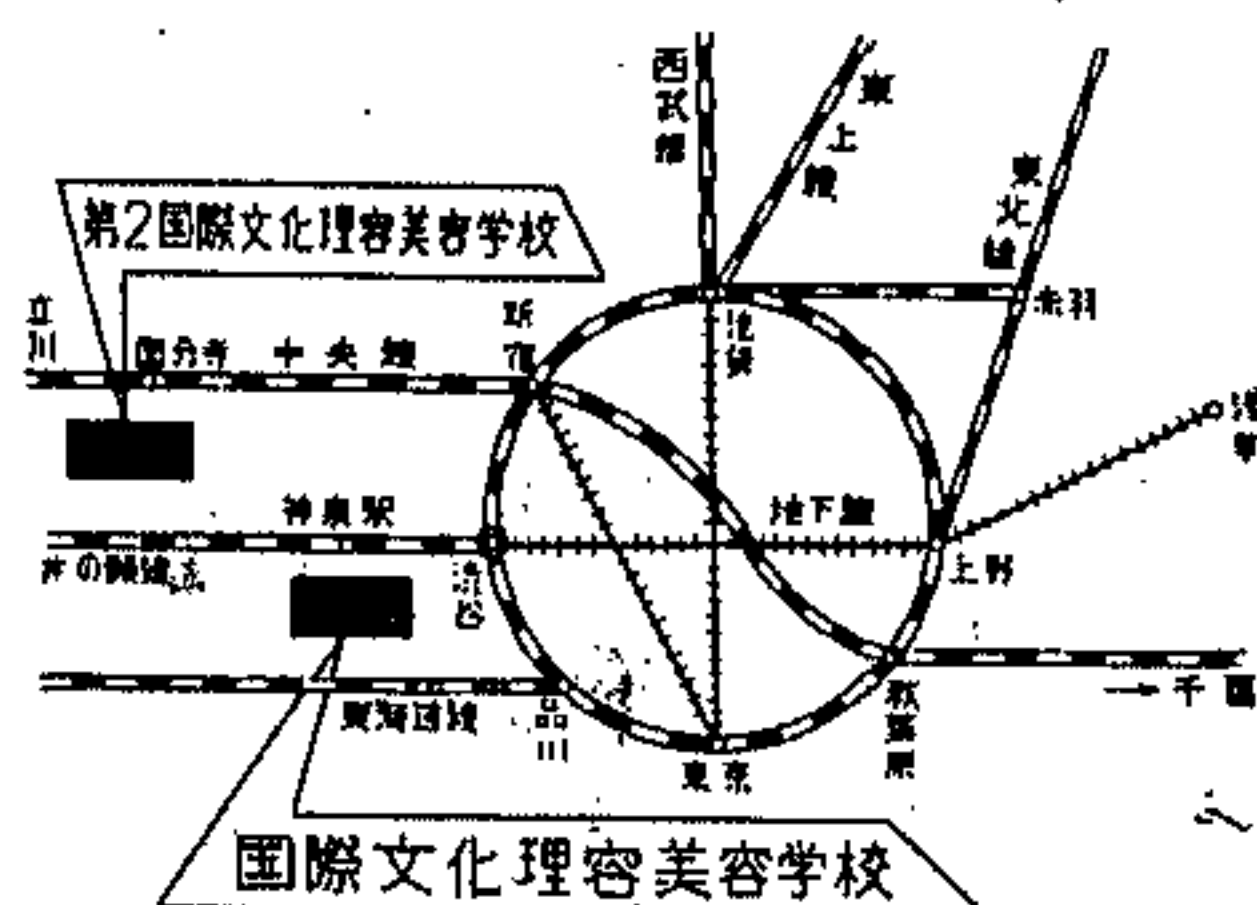
生徒募集



渋谷・国際文化



国分寺・第二国際文化



☆募集定員 本科 昼700名 (1カ年卒業)
 # 夜700名 (1年6カ月卒業)
 通信 1400名 (2カ年卒業)

受付 4月入学
 12月1日→翌年3月31日
 10月入学
 6月1日→9月30日
 (但し定員次第締切ります)

其他 詳細は電話又はハガキで
 お問合せ下さい。
 お申込次第規則、案内進呈

ところ 東京都渋谷区円山町82 井の頭線渋谷次駅神泉駅前
 電話 渋谷 (461) 1447・4292・6034
 第二国際 東京都北多摩国分寺町字花沢2700 中央線国分寺駅前(南口)
 電話 国分寺 ② 0002・1340

厚生大臣指定

国際文化理容美容学校